

第一類 第三号

衆議院法務委員会議録 第二号

昭和五十二年三月十一日(金曜日)
午前十時十四分開議

出席委員

委員長 上村千一郎君

理事 羽田野忠文君

理事 渡辺 紘三君

理事 橋山 利秋君

理事 小坂善太郎君

理事 山崎武三郎君

理事 西宮 弘君

理事 飯田 忠雄君

理事 正森 成二君

理事 堀山 邦夫君

理事 保岡 興治君

理事 稲葉 誠一君

理事 沖本 泰幸君

理事 坂田 道太君

理事 健司君

理事 吉田 之久君

理事 加地 和君

委員の異動

三月一日 辞任 日野 市朗君

同日 辞任 佐野 憲治君

室長委員会調査 家弓 吉己君

同月十一日 辞任 西宮 弘君

同月十一日 辞任 佐野 憲治君

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二号)

証人等の被害についての給付に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

裁判所の司法行政に関する件

法務行政に関する件

検察行政に関する件

国内治安に関する件

人権擁護に関する件

理事沖本泰幸君同月三日委員辞任につき、その
補欠として沖本泰幸君が理事に当選した。

三月四日

証人等の被害についての給付に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出第四七号)

社債発行限度暫定措置法案(内閣提出第四五
号)(予)

三月八日

集団代表訴訟に関する法律案(宮崎正義君外一
名提出、參法第二号)(予)

二月二十五日

東洋バルヴ株式会社再建に関する請願(清水勇
君紹介)(第七七六号)

同(下平正一君紹介)(第七七七号)

同(原茂君紹介)(第七七八号)

は本委員会に付託された。

三月一日

差別による人権侵害行為に対する法的規制措置

に関する陳情書外六件(福岡県八女郡黒木町長
川島稔外十四名)(第一一号)

は本委員会に参考送付された。

○上村委員長 これより会議を開きます。

この際、理事の補欠選任に関する件についてお
詔りいたします。

去る三日理事沖本泰幸君が委員を辞任されまし
たので、現在理事が一名欠員になっております。

その補欠選任につきましては、先例により、委員
長に御一任願いたいと存じますが、御異議ござ
いませんか。

○上村委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、
委員長は、沖本泰幸君を理事に指名いたします。

○上村委員長 法務行政、検察行政、国内治安及
び人権擁護に関する件並びに裁判所の司法行政に
関する件について調査を進めます。

○福田(一)國務大臣 この際、法務行政等の当面する諸問題について
福岡法務大臣から説明を聽取いたします。福田法
務行政の適切な運営につき、格別の御尽力をいた
だき、厚く御礼申し上げます。

○福田(一)國務大臣 委員各位には、平素から法
務行政の適切な運営につき、格別の御尽力をいた
だき、厚く御礼申し上げます。
この機会に法務行政に関する所信の一端を申し

委員外の出席者

最高裁判所事務
総局人事局事務
最高裁判所事務
総局人事局事務

勝見 嘉美君

矢口 洪一君

同日 辞任 上原 矢野

同日 辞任 上原 康助君

同月十日 不破 正森

同月十日 不破 正森

同月十日 不破 正森

同月十日 不破 正森

述べ、委員各位の深い御理解と特段の御協力を賜りたいと存じます。

私は、昨年十二月、当委員会において就任いたしました。さつをいたしました際に、若干申し述べたところですが、法務行政の使命は、法秩序の維持と国民の権利の保全にあると考えております。特に内外ともに困難な問題が山積しているこの時期においては、国家社会の基盤ともいいうべき法秩序が誠然として維持され、国民の権利がよく保全されていることが肝要と存じます。私は常にこのことを念頭に置き、全力を傾注して国民が期待する法務行政の推進に努めてまいりたいと存どしております。

以下、私が考えております当面の重要施策について申し述べます。

まず第一に、法秩序の維持についてであります。まず第一に、法秩序の維持についてであります。

最近の犯罪情勢を見ると、暴力団による殺傷事件が頻発してゐる。また、公務員による汚職事件が多発化する傾向にあり、近時、国あるいは地方公共団体の行政の最高責任者らによるこの種事犯の発生を見ましたことは、まさに遺憾にたえないところであります。が、いわゆるロッキー事件につきましては、東京地方検察庁において、去る一月二十一日、同事件に関連してそれまでに判明した犯罪容疑のすべてについて処理を終わり、現在、公訴提起した者の公判立証に至ります。しかしながら、なお捜査本部を存置しておりますので、今後、事件について特段の事情の変化が認められる場合には、さらに解明のため必要な措置をとるものと存えます。そのほか、暴力団相互間における銃撃事件の殺傷事犯が各地で発生しているほか、不況による影響で、各種財政経済事犯が増加する傾向にあるなど、今後警戒を要すべき点が少なくないと思われるのであります。

私は、このような情勢に対処するため、検察幹部の整備充実を図り、適正妥当な検察権の行使によって、遺憾なきを期し、もって法秩序の維持に努めてま

いる所存であります。

一方、立法の面について申し述べますと、わざわざお尋ねになりますが、その再発防止は、政府として方策を検討すべき範囲が多岐にわたりますので、関連する分野において、広範にわたり検証がなされるべきものと考えます。法務当局といたしましては、その方策の一部として、刑法における取締の罪の規定を整備することを検討いたしております。また、ロッキーード事件を初め国際的な犯罪の情勢にかんがみ、各国との間に逃亡犯人引渡し条約を締結することが必要と考えておりますが、さしあたり日米犯人引渡し条約について、引き渡し犯罪の種類の拡大を中心とした早急な改正を行うため、外務省とも協議して、その作業を進めております。

次に、刑法の全面改正につきましては、目下、事務当局において政府案作成作業を進めていくところであります。刑法は最も重要な基本法の一つでありますから、広く国民各階層の意見を考慮しながら、眞に時代の要請に適応した新しい刑法典の実現に努力いたしたいと考えております。

また、少年法の改正につきましては、法制審議会少年法部会において六年余にわたる審議が続けられた結果、昨年十一月、同審議会に対しさしあたり速やかに改善すべき事項につき中間報告が行われ、目下、同審議会においてこの中間報告をもとに審議中の段階であります。同審議会から答申がなされましたときは、その趣旨を十分尊重しうまく折衷する所存であります。

なお、犯罪被害補償制度の立法化につきましては、現在、事務当局において、諸外国の立法例や我が国の犯罪被害者の実態などについて調査、検討を行ふとともに、補償の要件、範囲、額、手続等について、他の補償制度との均衡をも十分に考慮しながら、その具体的な内容を鋭意検討いたしております。

第二は、犯罪者及び非行少年に対する矯正及び

は、刑務所、少年院等における施設内処遇と実社会における社会内処遇を充実強化するとともに、これら相互間の連携を一層緊密にし、その効果を高めてまいる所存であります。

そのためには、まず施設内処遇につきまして、創意と工夫を加えながら、被収容者個々の特性に応じた分類処遇を推進し、さらに、被収容者の生活環境の改善を図るとともに、社会復帰に役立つ職業訓練、教科活動等の充実を期したいと存じます。

なお、監獄法の改正作業につきましては、目下、法制審議会におきまして、順調に審議が行われているところであります。また、同審議会の答申を得た後、できる限り速やかに法律の改正案を提出いたしたいと考えております。

一方、社会内処遇につきましては、保護司、更生保護会その他の民間篤志家との協働態勢のもとに、一層の保護観察機能の充実向上に努め、犯罪者等の円滑な社会復帰を図り、もって、犯罪のない明るい社会を建設するよう、今後とも格段の努力を払つてまいりたいと存じております。

第三は、民事行政事務等の充実についてであります。

民事行政事務は、登記事務を初めとして量的に逐年増大し、また、質的にも複雑多様化の傾向にあります。これに対処するため、かねてから種々の方策を講じてきましたところであります。なお今后とも職員の増員を初めとして、関係法規の整備、組織・機構の合理化、事務処理の能率化・省力化等に意を注ぎ、適正迅速な事務処理体制の確立を図つて、国民の権利・利益の保全と行政サービスの向上に努めてまいる所存であります。

また、最近の経済状況にかんがみ、株式会社の長期安定資金の調達を容易にする必要があるため、当分の間社債発行限度を引き上げるとともに、これに対応する社債権者の保護措置を講じるための法律案を提案した次第であります。

討されておりましたが、去る二月二十三日の総会において、強制執行法及び競売法を統合した民事執行法（仮称）案要綱が決定され、即日答申がありました。目下関係局において法案の立案中であります、速やかに成案を得て国会に提出したいと考えております。

次に、人権擁護につきましては、人権擁護委員制度の一層の充実を図り、地域社会と緊密な連絡をとりながら、より効果ある人権擁護活動を推進するとともに、近時社会の各分野で、自己の権利のみを主張して他人の権利を顧みない風潮が見られ、日常生活の中にもこれに基因すると思われる人権問題が多発する傾向にあることにかんがみ、啓発活動の重点目標を「人権の共存」と定め、お互いに人権を尊重し合うという精神の普及高揚を図ってまいる考え方であります。

第四は、訟務行政の充実についてであります。

国の利害に關係のある争訟事件は、近年、社会情勢の変化に伴い、依然として増加の傾向を示すとともに、その内容もますます複雑困難の度を加えておりますので、昨年には従前の機構を改め、官房訟務部を廃止して訟務局を設置いたしましたが、今後ともなお一層事務処理態勢の充実強化を図り、この種事件の適正円滑な処理に遺憾なきを期したいと存しております。

第五は、出入国管理行政の充実についてであります。

わが国の出入国管理行政の基本法である出入国管理令の制定以来、四半世紀が経過いたしましたが、この間、国際交流の拡大に伴ってわが国への出入国者数は飛躍的に増加し、また、在留外国人の活動内容が多様化するなど出入国及び在留管理制度はいよいよ複雑困難の度を加深するに至っております。このような諸情勢に対応するため、できる限り事務の合理化・能率化を図り、外国人管理行政の適正かつ円滑な運営に努めてまいる所存であります、現行の出入国管理法制について

も、従来の経緯を勘案しつつ、根本的かつ総合的な再検討を進めてまいりたいと存しております。また、外国人登録法につきましても、かねてから外国人の負担軽減と市町村の事務簡素化のための改正が要望されておりますので、慎重に検討を尽くしたいと考えております。

さらに、近隣諸国とわが国との経済格差を背景とした不法入国及び不法残留の防遏と摘発並びに資格外活動の規制については、関係省庁の協力を得て、遺憾のないようにいたしたいと考えております。

最後に、法務省施設の整備改善についてであります。

現在、法務省が所管している施設は、庁舎、延べ面積ともに全官庁庁舎の約三分の一を占めておりますが、その半数は老朽、狭隘、あるいは戦後の粗悪材を使用した施設でありながら、従来、他省庁に比してその整備が最もおくれており、日常の職務遂行にも支障を來している実情にあります。

法務省といたしましては、職員の勤務環境の改善と事務処理の適正化を図るために、そのうちから特に法務局の支局、出張所及び検察庁の支部、区検等いわゆる中小規模施設で老朽狭隘の著しい施設の整備を、昭和五十二年度を初年度とする五年計画により実施してまいる所存であります。

以上、法務行政の当面の重点施策について所信の一端を申し述べましたが、その他の諸施策につきましても、委員各位の御協力、御支援を得まして、その解決に努力する所存でありますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

○上村委員長 この際、委員長から申し上げますが、昭和五十二年度法務省関係予算及び昭和五十二年度裁判所関係予算の説明聽取につきましては、関係資料をお手元に配布してありますので、これをもって御了承を願います。

法の一部を改正する法律案及び証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題とし、順次趣旨の説明を聴取いたしました。福田法務大臣。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一
部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

法の一部を改正する法律案においての給付に関する法律案の一部を改正する法律案についての給付に関するものであります。現行法では、負傷等は治ったが、なお廃疾の状態にあると認められる者に対しては、その程度に応じ障害給付が支給されることとなっていますが、長期間にわたり療養する者の中には、療養給付、休業給付の併給を受けているものの実質的に廃疾の状態にあると認められる者もあり、このうち廃疾の状態が重い者に対して療養給付とあわせ、現行制度による休業給付にかえ傷病給付を支給することとするものであります。

第一点は、裁判官の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特殊損害賠償事件、会社更生事件及び差止訴訟事件の適正迅速な処理を図るため、判事補の員数を十五人増加しようとしてあります。この法律案は、裁判所の職員の員数を增加させるものであります。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数の増加であります。これは、地方裁判所における特種損害賠償事件及び会社更生事件、家庭裁判所における民事調停事件及び简易裁判所における民事調停事件及び道路交通法違反事件の適正迅速な処理を図るため、裁判所事務官の員数を五人増加しようとしてあります。

以上とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○上村委員長 何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決ください。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○上村委員長 お詫びいたします。

この法律案は、今国会に警察庁から提案されました、警察官の職務に協力援助した者の災害給付

に関する法律の一部を改正する法律案において、傷病給付の新設により協力援助者に対する給付の充実が図られること等にかんがみ、証人等の被害についての給付制度においても、被害者に対する給付の充実を図らうとするものであります。この法律案による改正点は、次の二点であります。

第一は、傷病給付を新たに設けて給付の改善を図らうとするものであります。現行法では、負傷等は治ったが、なお廃疾の状態にあると認められる者に対しては、その程度に応じ障害給付が支給されることとなっていますが、長期間にわたり療養する者の中には、療養給付、休業給付の併給を受けているものの実質的に廃疾の状態にあると認められる者もあり、このうち廃疾の状態が重い者に対して療養給付とあわせ、現行制度による休業給付にかえ傷病給付を支給することとするものであります。

第二は、現行法では、国は、被害者が療養給付開始後三年を経過しても負傷または疾病が治らない場合、一時金としての打ち切り給付を支給することにより、療養給付、休業給付を打ち切ることができることとなっていますが、この打ち切り給付を廢止し、被害者の負傷または疾病が全治するまで療養給付、休業給付を行うこととするものであります。

以上が証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決ください。

以上が証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○上村委員長 さうします。

ただいま説明を聴取いたしました両案中、証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案の質疑は、後日に譲ることといたしました。

○上村委員長 お詫びいたします。

この法律案は、今国会に警察庁から提案されました、警察官の職務に協力援助した者の災害給付

人事局長から出席説明の要求がありますので、これを承認することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○上村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○上村委員長 お詫びいたします。

○上村委員長 これより裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の質疑に入ります。

○上村委員長 質疑の申し出がありますので、順次これを許します。羽田野忠文君。

○羽田野忠文君 今回の裁判所職員の増員は、裁判官十五名、裁判官以外の裁判所職員五名、合計二十名ということになっておりますが、その増員で十分でございますか。

○矢口最高裁判所長代理者 当初相当数の増員を要求いたしたわけでございますが、その後における充員状況あるいは補充見込み等を勘案いたしまして、いま御指摘のような数字になつたわけでもあります。

○上村委員長 これが、関係資料の十六ページ、「下級裁判所の裁判官の定員・現在員等内訳」、これを見ますと、判事の欠員が非常に多い。高等裁判所三十七名、地方裁判所十五名、家庭裁判所四十二名、こういったふうに多いのか、そして、今後この欠員は十分に補充される見通しがついておるのか、こういう点について御説明を求めます。

○勝見最高裁判所長代理者 昨年の十二月現在で、御指摘のとおり相当数の判事の欠員がございました。

簡単には申し上げますと、昭和四十九年におきまして判事の退官者が九十名ほどございました

たが、その際、判事補から判事に任官する者が五

十名程度でございまして、その年に約四十名の欠員の増加がございました。五十年、五十一年両年度におきましても、判事になる資格を有する判事補の数より退官者の数が上回りまして、さらにふえまして、先ほど御指摘のとおりのような欠員状態を生じて いるわけでございます。

ことしの判事任命の予想をいたしましては六十五名見込むことができますので、ことしの四月十五日現在におきましてはこの欠員が五十三名に減る見込みでございます。ことし判事補から判事になりますのは十九期の判事補でございますが、二期、二十一期はさうに七十五前後の者が判事になりますことが期待できますので、来年の四月十五日現在あるいは再来年の四月十五日現在におきましては、相当数欠員が減りまして、ただいまの見込みとしては、再来年の四月十五日現在では欠員が三十台になるというふうに見込んでおるような状態でございます。

○羽田野委員 大体、見通しの御説明がありましたが、何と申しましても裁判所の中心は裁判官、特に判事が一番重要な役割りを果たしておる。しかも、この判事の給源といえば、あるいは弁護士からの希望者もありますが、非常に少ない状態である。となると、判事補をそのつもりで採用していかなければならないということでございますので、そういう長期計画のもとで判事の欠員をなくすようになりますが、これだけ配慮していくことを思っています。これは答弁は要りません。

その次に、裁判官以外の裁判所職員ですが、これも同じく資料の十九ページを見ると、「裁判官以外の裁判所職員の定員・現在員等内訳」というものがあります。これを見ますと、書記官は百十六人欠員、事務官の方では三百八人といわゆる定員より実員の方が多い過員という数字が出ておるのでですが、これはどういうことでそうなっておるのか、どちらかを改めなければいかぬのじゃないのかと思ひますし、この書記官、事務官の欠員、過員を調整するような方法等はないものか、そういう点について御説明願います。

○鷹見最高裁判所長官代理者 資料にお書きします
したように、書記官の欠員がありまして、反面、
事務官の過員を生じてはいるという状態でございま
す。
まず書記官の欠員について御説明申し上げます
と、年度当初におきましては書記官が充足される
状態になつておりますが、やはり十二月現在に至
りますと、その間の書記官からの退官者あるいは
事務官への転官者等がありまして、どうしてもこ
の程度の欠員に相なつてはいる状態でございます。
次に、事務官の過員でございますけれども、実
は現在の身分が事務官でありますと、将来書記官
になるべく書記官研修所に入所している者が約二
百八十ございます。その分だけいわば過員の状態
となつておるわけでございます。そのうち大体書
記官研修所から毎年百八十程度の人が書記官に任
命されまして、その時点では事務官の過員が解
消に近い状態になるというようなことでございま
して、実は裁判所の書記官養成の機構と絡みまし
て、このようないわば御指摘のような状態になつ
ているわけでござります。裁判所書記官につきま
しては、やはりある一定期間の研修を受けさせま
して、やはり高度の能力といいますか、資格を与
える必要がありますので、どうしてもこのような
状態に相なつてはいるという次第でございます。
○羽田野委員 終わります。
○上村委員長 次に、横山利秋君。
○横山委員 いま付託されております法案は申す
までもないことでございますが、法務大臣の所信
表明がございましたので、若干の時間、法務大臣
福田さんに、法案とも関連をなるべくした形にお
いて、ひとつ御意見を伺いたいと思います。
いま所信表明を聞きまして、一言足らないところ
があるではないかということがまず第一に痛感
されるのであります。初めよければ終わりよし
という言葉がございます。あなたの名前前の福
田、初めがよかつたはずなんであります
ちょっと就任早々初めが悪い。そのことについて
一言ぐらいいことに触れて、このロッキーード委員

会、私もロッキード委員でございますけれども、ロッキード委員会の発言、それから予算委員会の発言、その終結の問題等について、本来のあなたの所管委員会の法務委員会において発言をされた際に、「一言ぐらいこれに触れられて説明をされることは当然ではないかと思うのであります」が、どこ吹く風かというような顔をして、いきなり「この機会に」「所信の一端を申し述べ」とおっしゃるのは、いささか意外でございます。御意見はどうですか。

○福田(一)国務大臣　過般のロッキード委員会並びに予算委員会で私の発言が問題となって戒告の決議をいたいたことは、私としてまことに遺憾に存しておりますところでございまして、遺憾の気持ちは十分に持つておるのでございますが、これが私の所信表明に抜けておるからといって、遺憾の気持ちがないわけではありません。十分にその点は配慮をいたしておりますつもりでございますので、その点ひとつ御了承を願いたいと存じます。

○横山委員　どこにこれが入っていますか。特にロッキードについては、「去る一月二十一日、同事件に関連してそれまでに判明した犯罪容疑のすべてについて処理を終わり、現在、公訴提起した者の公判立証に全力を挙げているところであります」ということで、さらりと、済みましたよという雰囲気ですね。この遺憾の問題は、要するに国会の衆議院議長並びに参議院議長、ロッキード委員会の決定、そういうものに對してあなたが反旗を翻したと見られたところに問題があつたわけですね。国会軽視、こういうところに問題があつたのであります。したがいまして、本委員会の開催も審議もそれによって停滞し、おくれて、さよが初めてなんであります。さようは一体何日だと思いますか。これほど停滞をして、そして委員長も、委員長というのは法務委員長です、やきもきして審議の促進を図つておられる。そういう点について、あなたがこの国会の決議なりあるいは

○福田(一)國務大臣 横山さんの御指摘の、いわゆる国会の権威を重んずるべきである、こういう御趣旨については、私は決して反対の気持ちを持つておるわけではないのでありますて、そういう点では、私が十分この機会にそれを申し上げなかつたといふのは、不行き届きというか、遺憾である、けしからぬ、こういう御指摘、御注意でございまして、その点は十分反省をいたしてまいりたいと存します。

○横山委員 その反省は事実行為をもってお示し願うことを期待してやみません。

第二番目に、所信表明を拝見をいたしまして、あなたお気づきかどうか知りませんが、この表明の文章の大半が、懸案のことを並べたにすぎないという感じがするわけであります。たとえば、例を申しましょうか。刑法の全面改正が出て、います。これはもうずっと数年前からの問題である。少年法の改正が提起されておる。これもまた言われて古い問題であります。犯罪被害補償制度、われわれの要求であります。一向緒についておらない問題であります。監獄法の改正、これまた言われて長年たつ問題であります。それから保護司、更生保護会等の問題、これも更生保護基本法の物の考え方が始まつてより長年にわたる問題であります。それから最後に出人国管理令の問題、私ども反対もある、反対もあるが、これも数国会を経て、いまなお問題として残つておる問題であります。あなたの所信表明の大半が從来の懸案の問題を羅列したにすぎない。失礼な話であります。が、何らの新鮮味がないと私は思う。あなたの任期中にいま申し上げたこれらの懸案の問題が相当の前進をするという決意と用意があつてこれをおっしゃつておるのであるか、それとも、懸案の問題だから一応羅列していく、こういうつもりであります。が、改めてその点について御意見を伺いたい。

かくも多数の懸案の問題をお出しになっておるのかどうか、どちらでござりますか。

○福田(一)國務大臣 従来法務省関係において皆

あると思う問題点につきまして、私の所信を申し述べておるのでございまして、もちろん所信を申し述べます以上は、できる限りこれが実現に努力をすることは当然でございます。

○横山委員 お言葉ですが、意味がよく私にはわからぬのであります。まあ懸案の問題だから一生懸命やるから一応ここへ書いておいたというふうにお話しのようであります、それにしても、法務大臣としてこれから長らくおやりになるかど

うかわかりませんけれども、少なくとも一、二、三、四、五、六つ私はあなたの所信表明から指摘しました。いま私が長年の経験から言いまして

も、この六つの問題を一年や二年で国会に提案されるかどうかすら疑いを持つ。いわんや、国会へ提案されても、率直に言いまして、それが一国会で成立するかどうかも疑いを持つ。そのくらいの懸案の問題であります。したがいまして、そういう問題をこの所信表明の大半を費やして羅列をさ

れました。いま私が長年の経験から言いまして、法務大臣としてこれから長らくおやりになるかど

うかわかりませんけれども、少なくとも一、二、三、四、五、六つ私はあなたの所信表明から指摘

切れない、こういうことが常に考えられる問題であります。だから、今度、刑法の改正で、一部草案から抜いて贈収賄罪を取り上げる、内容のいかん

を問わず。つまり、刑法の全面改正を待てないか

一部取り上げて緊急に措置をするという感覚、その点については私は了としています、内容は別でされども、その意味で、私がいま六つの懸案

を取り上げましたのは、これらの全面的な実現を

待ちておったのでは、とても移り変わる社会情勢に即応できませんよということです。むしろ私は、

この所信表明の中で、これらの指摘をいたしました長年の懸案の問題を、それはそうであるけれども、懸案であるけれどもやるべきこと、やらなければならぬことは抜いてでも重要な点を重点的に

実現をする、私はむしろあなたがそうおっしゃるかと思っておったのですが、それらしいものは

片りんも出できません。そのことを私は指摘した

○福田(一)國務大臣 ただいま横山さんもお話を

いたしましたように、いま懸案になっている問題を申しあげたのは、私は、積極性がないという意味よ

りは、やはりそれぞの問題についてはいろいろの経緯もあり、また研究すべき問題もあると思

います。十分皆さん方の御意見も聞いて処置をいたしましたまいりたいと考えておるのでございまして、軽々にと言ふと言葉が過ぎるかもしれません、すぐに問題をこう処理するとかああ処理するとか

うお気持ちがあつてならば短すべき点があると思うのであります、そういう意味が特にあるのですか。

それはお答えを後でひとつ願うとして、私はもう一つ言いたいのですが、法務省というの

は非常に腰の重いところであります。法制審議会を通す、あるいはいろいろな方面でアンケートをとつて意見を聞く。経済官庁と違いまして、

正がようやく昨年実現したわけであります、そ

れなるがゆえに社会の非常な発展、変化に即応し

り組んで、その実現あるいは改善に努力をいたしました、こういう意味で問題を申し上げたわけでございまして、この点はひとつ御理解を賜りたいと存します。

○横山委員 ゼひひとつ、私がきょう申し上げま

した点を御記憶を願いたい。つまり、この所信表明は六項目にわたって懸案の問題を羅列したにすぎない。それをあなたは在任中に全馬力をかけて推進をするというのであれば、それもよし。ところがなかなかそれができないとするならば、その

全面改正を待つまでもなく、当面なし得ることについて重点的にひとつ鋭意あなたの精力を注ぐ。

そのどちらを選ばれるか、また両方を選ばれるかは別として、所信表明でおっしゃったことに

て注文をつけておきます。これが第二番目でござります。

次に、訟務行政についてお触れになりました。

この点が裁判と関係がござりますので、両者に伺いたいと思います。

「國の利害に關係のある争訟事件は、近年、社會情勢の變化に伴い、依然として増加の傾向を示すとともに、その内容もますます複雑困難の度を

加えています」そこで昨日「官房訟務部を廃止して訟務局を設置」したとある。この訟務局の状況を聞いてみますと、お話によれば八五劣は

國が勝つて、一部勝ち負けのつかないのが八劣、國の負けたのが七劣の傾向である、こういうお話をあります。詳細の数字は聞いておりませんが、

そういうことであります。

そこで一体法務大臣、訟務局を設置いたした場合に、内閣委員会で議論になつたわけであります

が、私は局長にも申し上げたのですが、この際あ

なたに、訟務局の機能並びに法務大臣としての心

構え、そういうものについて聞いておきたいと思

うのであります。

国民が国を相手に訴えたことについて、訟務局

及び法務大臣として、國を代表して争うわけであります、その國というのは一体何か。つまり權力としての國であるか、多数の國民を代表する國

であるかということであります。つまり私の言いたいのは、國を代表して訟務局なり法務大臣が國民を相手に争つて、勝てばいいというものじゃないで、勝てばそれで任務が済んだというふうにお考えであろうか。また必然的にそうなる傾向か

を相手にしてきた、だから仕事上訟務局、法務大臣は、総力を挙げて國を守つて、國民の訴えを粉砕して、勝てばそれで任務が済んだというふうにお考えであろうか。

政治家としてお答えを願いたい。

○福田(一)國務大臣 ただいまの問題は、もうご存じの点はあります。私は弁護士出身でありますから、勝てばそれで任務が済んだというふうにお考えを願いたい。

○横山委員 ただいまの問題は、しかし訟務局の立場として、また法務大臣として申し上げますならば、法律に基づいて、しかも社會情勢その他も十分認識した上で、正しい主張をいたしていくのが

いたしております。しかしながらそれがあると思っております。

訟務局の立場であると思うのであります。勝つことが目的でやるということでは、私は十分にその機能を果たし得ない、いわゆる権力の乱用につながるおそれがあると思っております。

○横山委員 ところが、法務大臣を相手に争われると、当事者になる、そこを法務省が國を代表して被告になる争う、そういう場合に、法務省として、

これは勝ち目がないから和解しろとか、おりよと勧めるとか、そういう場合がよくあるわけですね。勝たなければならぬ、國が負けてみつともな

いということですね。ですから、私の言いたいのは、いろいろなケースがあるのですが、國を相手にして訴えられた場合に、それは國が間違っている

場合に、厚生省間違っている、厚生省間違っていると

いう勧告をすることがあるのか。上告はやめよと

言ふ場合があるのか。それから、最高裁で敗訴になった場合に、敗訴になつて行政の改善をする責

任というものは、一体だれが持つのか、私は法務大臣ではないかと思うのです。法務大臣が国を代表して争って敗訴した、そういう場合に、文部行政にあるいはほかの行政大臣に対しても、あなたが閣僚の中の責任者としてそれを強く勧告するということは、当然あなたの責任ではないかと思うのですが、いかがですか。

○福田(一)國務大臣 御指摘のとおり、先ほども申し上げましたが、われわれが被告の立場に立つて、国の代弁者として訟務行政をやることは、決して勝つことが目的であってはならないのであります。まして、やはり良識の範囲において主張すべきところはこれを強く主張するということも必要でございましょう。しかし、その結果において、裁判が一審において国側が敗訴する、二審あるいは最高裁で敗訴するというような場合がありますれば、これは当然いま御指摘になつたように、文部関係のことであれば文部大臣に対して、また厚生大臣に対して、各省に対して、各省大臣に対し、その判決の趣旨を尊重して行政に十分反映するよう指置をとつてもらわねばならないということを申し述べることは法務大臣の義務であると考えております。

○横山委員 それではひとつあなたから事務当局に指示して、私が報告を受けましたのは国が敗訴をしたのは七名だそうであります。が、数としては少ないが、國が敗訴した問題、それに対して行政がどういうふうに改善されたかという結果、それを一遍当委員会に資料として御提出を願いたいと思いますが、よろしくおぞります。

○貞家政府委員 例はたくさんございますので、網羅的にということはむずかしいかと思いますが、御希望に沿えるようにいたしたいと思います。

○横山委員 民事事件ばかりでなく、刑事事件があるわけですね。いまはあなたが自分の所管外の各省の問題について問題提起いたしました。今度はあるあなたの所管の問題であります。すばり言

えれば刑法二百条の問題であります。最高裁は、尊属殺の問題であります。最高裁は、尊属殺について違憲である、こういう判決をいたしました。この点について直ちに法務省は、当時三局長の連名で、違憲判決を受けて、刑法二百条を棄てました。恐らく最高検もおやりになつたと聞いています。恐らく最高検もおやりになつたと聞いています。言い方が適當であるかどうかはわかりませんが、起訴理由その他について変更をすべき通達を出したました。恐らく最高検もおやりになつたと聞いています。今日実際上空文化しておるわけであります。私が確かめましたところ、あれ以後從前の刑法二百条の解釈に基づく起訴は検察陣はしていないであります。それから裁判所はまた最高裁の判決を受けました。その判決の趣旨に基づいた刑法二百条の運用をさせておるだらうと、これは推測をされておるわけであります。細かいことはまたいすれ改めてそれぞの所管に聞きますけれども、私の推測は多分間違いないだらうと思ひます。そこで、法務省は田中法務大臣の際に、省議をもつて刑法二百条及び傷害致死等を改正する決心をされ、本委員会においても私どもの質問に対してもその趣旨を言われたと記憶しております。ところが、自由民主党の間違いないだらうと思ひます。田中法務大臣のみずからが先ほども、まとまりません。法務大臣みずからが第一に実践をされるのが、刑法二百条に関する違憲判決、そのことであります。が、法務大臣のお考えを伺いたいと思います。

ますが、なお今日まで十分な理解を得ることができます。したがいまして、その改正案の提案がおくれておるということはまことに遺憾でありますけれども、私としてはできるだけこれを提案するように、与党内の空気を取らなければなりません。ただこれと同時に、改定の趣旨に賛成でございますが、決心したその改定の趣旨に賛成でございますか。どうなんですか。

○横山委員 端的に伺いますが、あなた自身はどうなんですか。あの当時の田中法務大臣の意見は、きわめて明白に最高裁の判決を尊重し、そして二百条を初め関係条文の改定を図る、こういう所信でござります。あなた自身は法務省が一たんこう決心したその改定の趣旨に賛成でございますか。どうなんですか。

○横山委員 端的に伺いますが、あなた自身はどうなんですか。あの当時の田中法務大臣の意見は、きわめて明白に最高裁の判決を尊重し、そして二百条を初め関係条文の改定を図る、こういうことではこの問題についての態度をどうするかということとありますから、もうすでに法務省はそういう態度を決めております、その趣旨に沿って協力力を求めるよういたしておりますというのでありますから、もうすでにお答えをしておったと私は理解をしておるので、重ねてはつきり言つことは、よって、問題を前進させないようすることは意味がないんじゃないかというか、そういう意味合いで、において私はお答えをしたつもりであります。

○横山委員 自民党的同僚委員、よく御記憶をお願いしたいと思う。については、今次刑法改正が提案をされる。ここに数日来自由民主党内部ですいぶん議論が行われておるそうでございまして、賄賂罪の公民権停止をも含めて刑法一部改正の自由民主党の内部の調整がついたかに書かれておりました。しかし、このロッキードの問題の防止の措置としては、野党側としては、きわめて不十分であります。賄賂罪の公民権停止の問題についてもまだ大分ではない。執行猶予がついたときでもと言ふのですけれども、裁判の判決が最高裁まで争うのですね。その間は何ともならぬということに

もなりましようし、そう考えますと、この内容についても必ずぶん疑義がござりますし、私どもとしてはさらにつけ加えたいいろいろな問題がたくさんございますし、それから刑法の部門とかあるいは公職選挙法の部門だけではなくて、もっと広範な措置が必要だ、こう思っているわけであります。

しかし、それはそれといたしましても、刑法の改正を提案するならば、当然のことのように刑法二百条を初め関連法規の改正が一緒にについて出るべきである。したがって、あなたが法務省の前に決まった趣旨に賛成であり、与党と早く煮詰めたいとおっしゃるならば、時間を急いで、刑法一部改正の中で、ロッキードの防止の問題とともに、尊属殺の問題についても同時提案をなさるべきだと思いますがいかがですか。なぜこんなに言うかといいますと、いま言いましたように、刑法三百条は空文化されているのですよ。あっても守られていないのです。最高裁が判決をした。しかし行政当局は刑法三百条も普通のとおりにやつておるというならばまだしものことだ、刑法三百条は実現されていないのです。空文化されておるのですよ。三局長の通達はいまでも生きているんですね。大臣は御存じないかもしませんが、三局長の通達はいまでも生きておる。その通達によつて起訴もされてしまつて、判決もその後されておる、私はそう信じておるのですが、間違つていいなら言ってください。そうだといたしますならば、まさに刑法三百条はあるつきり空文化されるのですよ。それをいつまでかっていくのですか。こんなおかしなことはないと私は思うのですがあります。どうですか。

○福田(一)国務大臣 私は、裁判の場において最高裁が決められた尊属殺に対する方針は一応そのまま適用されておるというか、その精神によつて運用されておるというか、裁判が行われておると思っております。それはあなたの御指摘のとおりだと思っております。そうではございますが、それならばすぐにやつたらいではないかというお

話であります。一方におきまして、尊属殺といふものは一般的殺人の場合よりは重く刑を科すべきである。あるいはこの尊属殺の問題が起きたのは、刑が確定しておるというか、無期か、何といいますか、非常に限定された罪になつておるというところに問題があるのです。だから、この点は直さなければならぬけれども、しかし死刑とか無期とかいうものでなくして、ある程度の刑を科するということにしてはどうかという意見もございまして、それらの問題がまだ煮詰まつておらないというのが現実の姿であります。法務大臣としては、法務省が決めた方針でありますから、これを変更するという意味で申し上げておるのはございませんけれども、そういう意見が与党内に相当強い。強い意見があるということではありますので、何とか話を煮詰めて、法務省の方向に持つていけないものであろうかという意味で努力をいたしております。こういうことを申し上げたわけであります。

あると想つておるのでござ

委員長にもお願ひしたいのであります。

あると思っておるのでございまして、この点は御理解を賜りたいと思います。

○横山委員 そういうことになると、先ほど私がずっとと田畠を張って詰めてきた意味が何もなくなるっててしまうんですよ。国が敗訴した場合、判決になってしまったんですよ。國が敗訴した場合、行政の改善が示唆された場合、すべてこれと与党の意見を聞かなければできませんよという防護壁をそこにつくてしまわれるかっこになるわけですね。私があなたに大原則としてお願いしたことではないです。法務省はまだ勝てばいいということではないはずだ。負けること、上告をやめさせること、そしてまた敗訴した場合に、法務大臣として行政庁に対しても改善を勧告すること等を大原則としてお願いをして、あなたはことごとく了承をされただろう。ところが、そのあなたの所管の問題になったから、与党の議論があることに籍口して私の言うことを聞いてくれぬ。私が言っているのも、煮詰めなさい、努力をしなさい。けれども、もうあれから何年たつか、いかげんにしてもらわなければいけぬ。だから、煮詰めて、どうしてもいけなさい。れば見切り発車を許してもらいたいなさい。与党のフリー・ハンドは認めましましよう。そしてここで大っぴらに議論をしましょ。あとは国会に任せなさい。法務省が、田中法務大臣以来この尊属殺に向ひての意忠統一がされておることは与党で知らぬ者はない、國民で知らない者はない。だからといって、お聞き届けにならぬですか。

○福田(一)国務大臣 わき持ちは十分にわかりますが、私といたしましては、やはり与党の意見一応調整した上で出すようにいたしたいと思つております。

○横山委員 初めも悪いがまん中も悪い、こわはまあしかし、そこでお聞きの羽田野さん、あなたよく聞いておってちょうだいよ。だから、あなたにも言いたいけれども、私が言っている意見をあなたも法務部会でひとつ御披露くださつて、そして法務大臣にフリー・ハンドを認めるようになります。

売買売春摺取禁止条約、婦人の参政権に関する条

委員長にもお願ひしたいのです。さつたのであります、委員長として、国会の権威もかけて、これを放てることは許されない問題で、刑法二百条は空文化されてゐる。これをどうするかということは、いつまでも放置していい問題ではないと思うのですが、羽田野さんからはお答えができないでしょから、委員長から所信を承りたい。

○上村委員長 いま横山委員から、いろいろと御質疑の過程で御意見が述べられております。私も他のいろいろな会合の場でこの重要性はよく承知をいたしております。いずれ理事会その他で協議をしながら進めていきたいと思います。

○横山委員 その次に、所信表明の中で人権擁護についてお触れになりました。この人権擁護のくだりは、率直に言うと何にも中身のない空文だと私は思います。特に法務大臣から、このくだりについてここに力点があるというお話をあつたら、具体的な問題があつたらお伺いしたいのであります。が、非常に作文的なものであります。

この間も人権擁護局長にいろいろとお話を伺いました。私はあえて言つたわけであります。啓発に始まり啓発に終る、いよいよではあります。これが、いまの法務省の人権擁護の方針は何ら積極性がないように思いました。訴えがなければそれを取り上げない。法務省が人権について積極的に乗り出すことはまずないということであります。これではまことに遺憾千万と言わなければなりません。国際人権規約は、昨年三月二十三日に発効いたしましてちょうど一年になります。また人権擁護委員法ができるから来年は大体三十年になります。年を経るに従つて、法務省の人権擁護に関する姿勢は旧套を墨守し、日々消極的になつてゐる。ということを私は痛嘆いたしておるわけであります。日本は、発効しておるのはありますが、今まで国際人権規約を批准しておりません。そして、国連創立以来人権問題に関する条約は十八も採択しておりますが、日本が締結したのは、人身

約の二つだけであります。一体政府の中で、人権を常に盾にとり、人権について国政の中で反映をせしむるべき責任はだれでありますか。そうでもない。法務省は人権擁護に関するべき責任はだれでありますか。そうでもない。法務省は人権擁護に関してからも消極的、他省に対してその批准なり実行について促したというふうなことを聞いたことがありません。

かかるときに、カーター大統領が人権の問題について、アメリカの外交政策というよりもカーター政権の基本政策として打ち出しました。まさに鮮やかなものがある。もちろんアメリカ自身に、それじゃ黒人問題を初めとして人権が本当に尊重されているのかという問題が残っています。残ってはいますけれども、新大統領が人権外交を自分の基本政策として打ち出した高い理想、及びそれを単なる言葉でなくして次から次へと行おうとしていることは、まことに見上げるものがあると思うのであります。

それを受け、同じ福田でも総理大臣の方の福田さんは、何を思いけん、適用で立場が違う、大統領の言っていることは、日本は別の角度で考えると、きわめて冷淡な態度を示しました。まことに遺憾千万と言わなければなりません。ここで、同じ福田でもおれは運うぞ、おれは人権擁護の責任者だという立場をあなたは堅持なさるべきときである。その発言の機会をあなたに差し上げようと思うのですが、いかがですか。

○福田(一)國務大臣 大変御配慮をいただいて恐縮に存するのでございますが、いまの日本の立場としては、福田総理の言うておる考え方、あのくらいのところがますますいいところではないかと思います。私は思っております。これ以上申し上げるとかえってあれになりますが、私たちには自分はどの程度の力があるか、またどの程度の影響力を持っておるかということも十分考えて発言をいたしませんと、外交上非常に大きないろいろの問題が起きるだろうと思うのであります。そういう意味合いを含めて、人権尊重は結構、それはやらねばいけ

ないということではありますけれども、アメリカのカーテーさんのように思い切って言えないところにわれわれの苦心があろうかと思っておりま

す。

○横山委員 そのお答えはよくわかりませんね。カーテー大統領のアメリカの立場と日本の立場と一体どこが違うのでしょうか。かつて金大中事件が起きました際に、当時の法務大臣は田中さんでしたか、田中さんは断固として、検察陣に対して金大中の捜査を督励し、私はこれについていささかもひるまないと発言をされた。それから、当時の副総理の三木さんも閣議の中で、これは人権問題として見逃のできない問題だと発言をされ、国民の中で高く評価をされたわけあります。とったと信ぜられるから、それで政治的な妥協が行われたと国民党は考えておったわけあります。ところが、その信すべき理由は何ら根拠がなかった。金大中氏は依然として韓国に軟禁された状況である。しかも、次から次へと他の法律によつて追き訴されておる状況である。日本におった学生が韓国へ行つたら、反共法で死刑を宣告される。なるほど、韓国籍の学生ではあるけれども、長年日本におつた人間である。アメリカのカーテー大統領は、韓国から米軍を撤退するという思い切つた政策に出ておる。なおかつ、韓国人の人權抑圧の傾向について、カーテー大統領が外務大臣と直接さして警告を発しておる。これほどの思い切つた施策について、どつちへもつかぬような態度で、日本は立場が違うと言つ。一体何が違うのですか。どういうところがアメリカと日本と対韓政策について違うのでありますか。アメリカと韓国の言うことをいつも足して二で割るということなのでしょ

うか。どつちの頃もうかがうということなのであります。したがいまして、犯罪捜査がいま進められておる段階においては、人權問題、韓国を中心にしていった場合の人權問題について、カーテーさんと同じような立場をとることはむずかしく。韓国ばかりじゃありません。日本の国内においても、韓国のKCIAが全國的にあちこちからばっこしておるということは、すでに金大中事件で明らかなどおりであります。そういう点で、七十万の朝鮮人詐君が日本にある、この日本政府も、そういう条件がないアメリカとの違いといふものは、消極的に解するべきではない問題で、積極的に解する問題だ。人權の問題は、単に日本国内の、日本人だけの問題ではなくて、日本国内におけるあらゆる外国人をも含めて尊重されなければならぬことは当然だと思いますが、はしながらもその点については同意見だと思います。そうしたら、われわれは立場が違う、日本の立場で適用を著える、その日本の立場というのは一体何ですか。足して二で割るのですか。人權の存在の余地がないというのですか。その点を明らかにしてもらいたい。あなたは法務大臣で人權擁護の責任者ですよ。

○福田(一)國務大臣 御案内のように、アメリカの大統領が言つておられるのも主として金大中事件を中心にしての警告を發しておられるのだと思いますが、日本におきましては、当時田中法務大臣が主張されて以来、私も國家公安委員長をいたしておりましたが、警察当局としては真剣に犯人の捜査に当たつておるわけあります。私はこれはゆるがせにすべきでないということを当時申しておつたのでありますて、かなりの程度まで警察当局は調べをいたしておるのでありますけれども、まだ最終的な結論が出ておらないというか、まだはつきりしない部分、解明されない部分が相當多いでござります。そういう段階でございまして、日本においては、人權問題というだけではなく、まだ最終的な結論が出ておらないというか、まだはつきりしない部分、解明されない部分が相当多いでござります。そういう立場をとつても重してもらいたいという立場をとつてももらいたいと私は言うのです。

だから、この抽象的な、日本の立場は違う、日本の立場で適用を考えるという、わけのわからなすことであるならば、あなたが総理大臣に聞かなればわからぬようなことであるならば、総理大臣も幅がある答弁であるとするならば、人權擁護の責任者として、あなたが法務大臣としては具体的にこう考えるということがあるべきなのが当然ではないか。そう私は言つておるのです。いかがですか。

○福田(一)國務大臣 私は、あなたの御忠言を十分に尊重いたしたいと思いますけれども、まあ総理の発言はプレスクラブにおいて質問に対して答えたことあります。したがいまして、どういう発言がある

大統領と同じようなことを言つことは——私は何とかは恐らく予想もされておらなかつたかと思うのであります。されば、いかにも警備局がほどあなたに申し上げた、事実上、いま警備局が中心になつて捜査を続けております。捜査が続いて、もし不法に金大中を連れ出したということが非常に大きな問題があると私は存じております。この両者を考えると、その点も一つ考えさせられるのではないか。もしもとそんたくをすれば、日本と韓国との間は、地理的にも経済的にもまた政治的にも非常に密接な関係があるといふこともあるでしょう。何をどういう意味であれを言われたかしらぬが、もし私がプレスクラブでああいう質問を受けたら、同じような答弁をしただらうと私は思つておるのでございまして、その意味ではまことにあなたの御期待には沿えないかもしませんが、そういう答弁が一応無難ではなかつたかと私は思つておるわけであります。

○横山委員 人権について発言するときに、無難な発言といふものはないのですよ、人権を尊重するというならば、一本くぎを刺すということなんですから。人権が抑圧されておる、日本人であれ他国民であれ救済をするという意味で人権問題があるわけです。人権問題について無難な発言といふことはないのですよ。私はさうあなたに予告しましたが、心の準備が足らないかもしれません。しかし、福田総理大臣といたしましても、プレスクラブで質問を予知できなかつたという事はありません、そんなことは。これだけ連日大きなカーラー大統領の人権問題が出ておるときに、総理大臣として、法務大臣として、その問題についてみずから対処の心構えがないということはおかしいですよ。ですから、ひとつあなたにお願いをしておきたいのですが、総理と一遍話し合われるというわけで

統領に基づく人権問題について、私がきょうあなたに注文をした法務大臣の一般論としての人権問題について準備をしていただきまして、御答弁を改めていただきたいと思いますが、よろしくうござりますか。

○福田（一）國務大臣 承知いたしました。

○横山委員 最高裁に聞いてほしいと思うのであります。ここに東海交通遺児を励ます会が四十八年、四十九年に調べたもの、その前にまた四十年と四十一年に調べたもの、それが整理をされております。その整理されましたものを概括的に申し上げますと、空判決——空判決というのは、判決で幾ら被書者に払えと言ったのが空になった、実行がされてないという空判決が、前回三七・五%から二一・二%とほぼ半分に減った。被害者の救済は一步前進した。しかし、依然五人に一人が泣き寝入りをしている実情にある。空判決は、全くもらえないかった場合と一部しかもらえなかつた場合があるが、全くもらえなかつた理由は、加害者が行方不明二九・五%、加害者に支払い能力がない一八・二%、加害者の会社が倒産したが一・四%。一部もられた場合は半分以下が八三・三%、こういう事情にあるわけであります。その人たちが、「訴訟を起してよかつたか」という点について、「よかつた」と答えた人が四十八、四十九年度で四九・三%、それは判決の場合です。和解の場合は五九・二、平均して五五・七。それから「今後の裁判への要望」として、「訴訟提起から判決までもっと早くしてほしい」というのが、四十八、四十九年度の統計では、判決をもつたものが四二%、和解が三八・九%、計四〇%。「公的機関で裁判によらないで判決でよい」というのが、四十八、四十九年度で判決三一%、二・五、和解三二・六、計二二・六。「弁護士費用を安くしてほしい」というのが判決一九・九、

和解二・一・五、計二〇・一、「その他」が判決五・五、和解七・〇、計六・四%。要するに、交通事故で被害を受けた人が、何とか生活維持のためにも損害賠償のためにも裁判というものを通じてやつておるのであります。この空判決が余りにも多過ぎる。「体験を通して裁判をどう思うか」というものに対して、圧倒的に多いのが「費用と日数がかかりすぎる」、また一番大きいのは「逸失利益や慰謝料の認め方が低くすぎ被害者は『ひかれ損』に終わる」というのが三〇%台あります。「いろいろ批判すればあるが現状ではまあまああだと思う」というのが九%台、「弁護士が不勉強だったり余り熱心にやってくれない」というのが六%台、「裁判官が交通のことあまり知らない」というのが六・六%、「過失のとり方が大きすぎる」というのが六・五%等、裁判に対しても数々の不満と苦情を訴えておるわけであります。

その点について、裁判所として、交通裁判ばかりではなく裁判のような方法、それでは赔償金額を必ずしも下げると言っているわけではありませんが、交通裁判のような問題についてもう少しこの訴えの裁判の促進、それから現実的に空判決に終わらないような方法、統計についてどうお考えでござりますか。

○矢口最高裁判所長官代理者 交通裁判の実情につきまして、裁判結果の分析、それから交通裁判所に対する御希望、裁判に対する御希望等、いま詳細横山委員から御指摘がございました。御指摘のとおりの状況にあらうかと思ひます。

この空裁判ということでございますが、せっかく救済の裁判をいたしましても、加害者側に資力がないとか、あるいはそれが会社等であります場合に倒産をしたとかいうことによりましてその実効を上げ得ないということのありますことは、非常に残念なことでございます。ただ、いまも御指摘ございましたように、十年ほど前を見てみますと四〇%近いわゆる空判決がございましたのが、

最近では約半分の二〇%余りということがあります。でまいっておりまして、その点は非常にあります。いことだというふうに考えておりますが、率直に申しますと、この点につきまして、私ども裁判所ではこれの実効を上げるようにするということにござつて厚い壁があるわけでございまして、今後とも、やはり社会保障的な面と申しますか、相互扶助的な面ということで、任意保険等の限度額の拡大といったような面に頗らざるを得ない面があり、わめて多いわけでございます。ただ、ただいまも御指摘ございましたように、判決で終わつたものと和解で終わつたものを比べてみると、和解で終わりましたものの方が、いわゆる権利の実現と申しますか救済の実現ということではきわめて実効が上がつておるようでございますので、現在裁判所といたしましては、全国の裁判官に、交通事件というものの特殊性、技術的な面も含めまして、これに迅速に対処できるというような意味において、一般的な研究といったようなことを進めています。つまり傍ら、大都市の裁判所には交通特殊部を設けまして、事件を受け付けた場合には、これを一刻も早く和解、話し合いの方向で解決させることで努力をいたしておるわけでござります。和解というのは、決して足して二で割るという意味でもございませんし、金額を少なくするという意味ではございませんが、加害者にもその趣旨を十分理解させて、一刻も早い実効のある救済という意味において、和解の方向に持っていく、ということに努力をいたしております、これが現状でございます。

そこで、最初のお話にもなるのですが、判決があつてもそれが履行がされないという問題の裁判所側の限界については、行政側でひとつ検査をすることができないかということなんあります。そのためにはいろいろな方法があると思います。たとえば、この問題提起をした人は、裁判所が和解の履行を加害者に勧告できる制度を採用したり、あるいは賠償公団による立てかえ払いをしたところが減っておりますけれども、執行の限界については、行政側でひとつ検査をすることができないかということなんあります。

たとえば、この問題提起をした人は、裁判所が和

解の履行を加害者に勧告できる制度を採用した

り、あるいは賠償公団による立てかえ払いをした

り、不履行者の労役による支払い制度を提案した

り、被害者を見捨てる悪質加害者に対する免許

更新をストップしたり、企業には運送免許を取り

消すなどの厳しい制裁を訴えておる。また任意保

険の強制加入か保険会社の企業努力による保険料

の値下げ等が必要視されると言われています。私

は、これもまた法務省として裁判の判決が空に終

わつておるという状況について、どこのセクション

が適当であるかわかりませんけれども、裁判の

判決が空に終わつておる、それをどうするかとい

う点について、各所管庁、運輸省なりあるいは関

係各省に対しても注意をし、勧告し、改善をさせる

必要性が法務省にも存在するんではないか、こう

思いますが、大臣いかがですか。

○福田(一)國務大臣 ただいまの御質問につきま

しては、ごもっとも御意見だと思いますが、詳細

については民事局長からお答えさせます。

○菅原政府委員 いわゆる空判決の問題でござい

ますが、これは空判決に終わる事例というのが先

ほど最高裁から御答弁のように年々少なくなつて

きておりますが、その原因は、一つは判決の場合

には一時に多額の損害賠償金の支払いが命ぜられ

る。御承知のとおり、保険によつてカバーされる

のが死亡の場合で千五百万になつておるわけであ

りますが、三千円というふうな損害賠償あるいは多きに至つては五千円というふうな判決の出

ることがござりますが、加害者の方も一時的にさ

うな損害賠償額を支払う能力がないというふう

なこと、あるいは強制執行いたします場合でもそ

れに見合う財産がないというふうなことで、さよ

うなことが大きな原因でございまして、したがつ

て、最近の傾向といたしまして、人身事故の交通

事件が御案内のとおり昭和四十六年と五十年を対

比いたしますと三割ぐらい減っておりますけれども、執

事の可能性が強いということで、これは一つの知

恵ということになるのかかもしれません、調停に

持ち込まれて、その結果がうまくいっているとい

うことに相なつておると思つております。で、

各省いろいろ関係する問題があると思ひますけれ

ども、一つは、任意保険でいわゆる強制保険を力

化することをもう少し行政指導的にふやしてい

くというふうなことが一番効果があると思うので

ありますけれども、これにもやはり眼界があると

いうふうなことで、率直に申し上げまして、決め

手になる改善策というのは私ども知恵がなかなか

そこまで行かないでござります。

○横山委員 さて、この問題は、たしか昭和四十三年のいわゆ

る交通事故の業務上過失致死傷の刑法改正の際に

当委員会においての附帯決議もございまして、空

で、この問題は、たしか昭和四十三年のいわゆ

る附帯決議を解決するように検討しろということ

が言つておるわけですが、先ほど申

しましたように、今日までなかなか決め手になる

手当で講ぜられていないのはまことに申しわけ

ないのですが、けれども、一つは、当面して何

かしの役に立つということとして、今まで実行

し、あるいはいま考えておりますのは、先ほど申

しましたように調停事件で解決するというの

判事補のような体質の者が一体裁判所の中で生ま
れていく体質といいうものがあるんだろうか、そ
ういう者が途中で何かチェックが——まあチエック
をしろと言うと少し問題があると思うのであります
が、そういう者がどうして出てくるのであろう
か、また出てきた後についての裁判所側の反省と
いうものが一体どうなっているのだろうかという
点について、国民党は多分に一つの疑問を投げかけ
ておるわけであります。事は重要な質問でござい
まして簡単にはお答えができることと思ひません
けれども、また後刻伺うこととしても、一応の御
意見を伺つておきたいと思います。

鬼頭判事補の問題につきましては、現在、彈劾裁判所で審理中でございます。私どもいたしましては、厳肅な気持ちでその結論を待っている次第でござります。

鬼頭判事補の行為につきましては、私どもいたしましては、いわば思い及ばないと申しますが、そのような行為であったと思います。また職務外の行為であったわけござりますけれども、現職の裁判官がこのような行為をしたことによりまして、ただいま御指摘がありましたように、司法に対する国民一般の信頼というものを相当程度にいわば傷つけたものというふうに思います。この事態につきましては、私どもの事務総長が国会でも申し上げておりますとおり、事態を深刻に受けとめまして深く反省しているというところでございます。

なお、最高裁判所長官名で罷免の訴追請求をいたしておりますけれども、先ほど横山委員御指摘のとおり、裁判官の身分につきましては非常に厚い保障がございまして、私どもいたしましては最大限の重い措置であるということにつきまして御理解をいただきたいと存じます。

なお、裁判官の職務のありようにつきましては、私どもいたしましては、この問題は起きる前から問題として考えておったところでございまして、昨年の当初からやはり裁判官の執務の

問題というものをもう少ししつかりしなければならないのではないかということで、高裁長官の事務打ち合わせあるいは高裁長官所長会議等におきましていろいろ御議論をいただきました。先ほど御指摘のような事件もありまして、ことしの二月に高裁長官の事務打ち合わせの席上におきまして、裁判官の休暇等に関する問題について、お互いにもっととけじめをつけようではないかという申合せをしていただきました。このことを下級裁判の所長にもお願いいたしまして、現在、全国の下級裁判所におきまして休暇等の取り扱いについてはとにかくはつきりはじめをつけて、休むときは休むという形をとりたいというふうに考えておる次第でございます。いずれにいたしましても、この事件を契機といたしまして、自粛自戒して今後かかることがないようにならしたいというふうに考えておる次第でございます。

拠調べて期日で、大体尋問時間が四十分というようになりますと、では次回は九月何日なんとういう指定が裁判長の方からなされると、傍聴席の方がざわざわとするのが非常に耳につきます。こういう状態を見ておりまして、私は、現在の裁判の進みぐあいといつものは、決して現在の社会経済の進展状況、これと見合うものではないといふふに思はざるを得ないのであります。つまり、これから日本の社会の中で、裁判に頼っていったのでは物事の解決にならないという風潮が日本の国民の中に出てくる、これを私は非常に憂慮せざるを得ないのであります。

それで、そういう私の基本的な考え方立ちまして、今回の定員法の一部を改正する法律案を拝見いたしまして、裁判所はまたしてもこの程度の要求しか現実にしていない。その予算の要求をこの程度しかしていいない。そして、人員の増加をこの程度しかしていいない。またこうしかできなかつたという背景について若干知りたいと思います。

そこで、恐らく八月ごろに予算の概算の要求といふものを上げておられるのではないかと思うのですが、その際どの程度の人員の増を計画されたのか、そしてどの程度の予算の増を計画されたのか、これについて概略伺っておきたいと思いま

す。

○日野委員 裁判官の補充にいたしましたが、また速記官の補充にいたしましたが、これは一朝一夕にはできない。つまり、それそれを研修の期間がありまして、すぐに増員しようと思つてもなかなかできません。されどあるほど、なお将来の裁判所のあるべき姿と、いうことを考えますと、本当に現在の当面する問題、これだけを糊塗するといいますか、当面どうしても足りない、これだけは補充しなければならないにもならないという数字だけではなしに、もっともっと強い態度で予算を要求し、より多くの人材を確保するよう努力していくなければならないのではないかとうかというふうに思つておるわけではあります。その点についていかがでしよう。

○矢口最高裁判所長官代理者 決して安易に現実と妥協しようということを考えておるわけではございませんで、いま御指摘のように最大限度の要求をいたしておるつもりでございます。ただ、「条例を申し上げてみますと、裁判官の場合でございますが、これは日野委員十分御承知のように、判事に相当数の欠員を抱えておりますが、在野法曹等の中から判事に任官していただくという方はほとんど皆無に近い状況でございます。長年の経験からいたしましても、いい在野法曹の方々にどんどん来ていただきたいという希望は強く持っておりますが、現実にはそういう事態には立ち至ってはいない。といいたしますと、判事の給源といつものと非常に迂遠なことではございますが、判事補を増員いたしまして、それが現実の判事になりますには十年の日時を要するわけでございます。しかし、私どもとしては、そういう迂遠な方法で求めざるを得ないということになります。判事補を増員いたしまして、それが現実の判事になりますにはありますけれども、事裁判官に関する限りはま

す判事補の増員ということに重点を置いていかなければいけない。これがことし十五名の判事補の増員ということをお願いしておる理由でござります。十五人というのは確かにそつ多い数字ではございませんが、これはここ数年来の判事補の任官者、これは八十五名、八十四名、七十九名というふうに過去三年間任官者があるわけございまして、本年度も八十人近い任官希望者があるようになります。そういった人たちの現実の任官希望と欠員の状況といったものを勘案いたしまして、そういった任官希望者を全員採用するに足る數という意味でセットしてきただものでございまして、実はこれ以上は仮に予算要求をいたしましても空に終わるわけでございまして、現在判事に相当数、百人近い欠員を抱えておる。ただそういった予算要求さえすればいい、予算上の増員さえればいいということにはならないのではないかといふ観点から決められた数字でございます。

も裁判所の特殊性からいたしまして、どうしてもそういう人を事務官陣営にも置いておかなければいけないということから来るものでございます。結局のところ、特殊な事件というものがござります。そういう事件に当てるということで相当数の事務官を実は本年度も増員をいたしたわけでございますが、あるいは御質問が後ほどあるかもしれませんけれども、政府一般の方針としての計画的な削減ということともございまして、差し引きいたしまして、実は一般職の事務官としては五名の増員にとどまつた、こういうものでございます。それで、私どもも、増員をすべきものであり、またする余力があるという時代を認識いたしますれば、決してわざかな数の増員で満足することはいたさないつもりでございますが、現段階におきましては、これをもって一応満足すべきものと考えた次第でございます。

じゃないかというふうに思うのです。そういう点を改善していくこうというような方針を長期的に考えておられるかどうか、そこいらをひとつ伺いたいと思います。

合には、もつともっと多額の収入を得ておられる方があるということをございまして、その辺のところもなかなか実現がむずかしい。これを飛躍的に、現在の裁判官の報酬を仮に二倍とか二倍半とかということにしたらどうかというような御意見でございましたら、これはそこまではとてもいかない。やはりいまの報酬の体系をできるだけ努力して上げていただくように私どもは努力するというのが限度だらうと思います。

なお、具体的に官舎の問題あるいは役所における執務環境の問題等もございますが、これはあくまでも関係当局とともに十分手当てをいたしてい ꝑつもりでござりますけれども急に在野及び学者の方から裁判官におなりいただきというのもなかなかできがたい状況にあることをひとつ御理解いただきたいと思います。

○日野委員 いま給与の問題なんかも出ましたけれども、これは外国の裁判官の例を見ますと、日

一番裁判と直接の密接な関係で問題になりますのは書記官でございますが、これも現在の書記官の定員ということと裁判官の数、特に特例以上の裁判官、この特例以上と申しますのは御承知のように一人前に裁判のできる裁判官でございますが、そういった人たちとの関連で考えてまいりますと、大体一人に三人くらいの書記官の割合になつておるのでござります。それからまた書記官の立ち会い回数といったようなものを全国調べてみますと、大体一週間に一・三前後の回数の立ち会いといふことになつております。現状におきましては、書記官数としても一応満足すべきものではないかというふうに考えております。

が、いろいろ御質問申し上げたいと思います。
いま在野法曹の中からなかなか希望者が出てこないというお話をありました。また、私は、大学の先生方の中からこれは補充してもよろしいのではないかというふうにも考へるわけですが、現実にはこういう方々はなかなか裁判官におなりにならない。これは給与の面でも一ころに比べればかなり改善されてきているとは思うのですが、裁判官という職務の特殊性、十分に公正に迅速に裁判ができるように戦闘官一人一人がそういう状態になつていなければいけないという点から考へますと、給与とか、そのほか官舎の問題とか、場合によつたら転勤の問題なんかも考へますと、そういうことに十分手当でがなされていない。特に、裁判官ということになりますと、公正ということから一般人の人とのつき合いも思うようにいかないと、うごきなんかもござります。そういう窮屈さなんかもございますが、そういった点が解決されないと、在野の方や大学の先生方は裁判官に任官されようという気持ちにはなかなかならないん

いろいろそれぞれの個人的な御事情もおありでしょ
うし、それから任地の問題、それから弁護士さん
の場合には特に収入の問題、執務環境等について
の隘路が確かに数多くあるわけでございます。
しかしながら、一方任地の問題だけを仮に取り
上げてみますと、現在全国に大小の裁判所、また
相當ないわば僻地まで裁判所が置いてある。ここ
におられる裁判官が十年も十五年もいていただく
わけにいかない。当然そこに異動というものを考
えなければならぬわけです。現に、今年度の定期
異動を計画させていただいている所はけれども、
相当数の人が動かなければ人事の異動をやる
ことができないということが他面にあるわけでござ
ります。その辺につきましては、十分御理解を
いただきた上で裁判官になつていただくほかはな
いというふうに考えております。

なお、収入、給与の面につきましては、先ほど
も御指摘がありましたが、公務員として裁判官の
報酬を見た場合には、決して劣ってはいない。む
しろ相当優遇されているというふうに言わざるを

本の裁判官のように細分化をしないで、そして非常に高い給料を出す。そのかわり、余り昇給はさせないというシステムをとっておられるところもあるよう私聞いているわけですが、これはもう根本的に行政官なんかとは考え方を変えて、裁判官というのは完全に別なのだというふうに取り扱って、かなり給料を高くしていくということを考えてもいいんではないかと思うのですが、いかがでしょ。

○勝見最高裁判所長官代理者 外国の裁判官との比較の問題でございますが、ただいま御指摘の非常に多額であるという国は、恐らく法曹一元を完全にとっておる英米法系の国の問題であろうと思います。それから大陸法系のたとえば西ドイツの例をとつてみますと、裁判官の報酬は戦前の日本の裁判官のように行政官とほぼ同列であるというふうに私どもは認識しております。

わが国の司法制度を、特に裁判官の任用という面からどういうふうに位置づけるかという問題になりますが、この点につきましては、御承知の臨

○勝見最高裁判所長官代理者 先ほどからお話をありましたように、判事の給源ないしは判事補の給源というものはまさに限定されております。たゞいま御指摘の在野法曹からの裁判官任官につきましては、数字を申し上げますと、五十一年度に五十二年度において、判事採用予定の方が一人おられます。それから学者からの採用でござりますが、四十四年度に三名、四十五年度に一名、五十年度に一名、まさにこのようないけたの数字でございます。私もいたしましては、優秀な、すぐれた弁護士の方、学者の方が裁判官になつていただきごとに、つまりはまさに歓迎すべきことだと思います。いろいろそれぞれの個人的な御事情もおありでありますし、それから任地の問題、それから弁護士さんの場合には特に収入の問題、執務環境等についての隘路が確かに数多くあるわけでございます。

しかしながら、一方任地の問題だけを仮に取り上げてみますと、現在全国に大小の裁判所、また相当ないわば僻地まで裁判所が置いてある。ここにおられる裁判官が十年も十五年もいていただくなわけにいかない。当然そこに異動というものを考えなければならないわけです。現に、今年度の定期異動を計画させていただいているけれども、相當数の人が動かなければ人事の異動をやることができるないということが他面にあるわけでございます。その辺につきましては、十分御理解をいたいた上で裁判官になつていただくほかはないというふうに考えております。

なお、収入・給与の面につきましては、先ほども御指摘がありましたが、公務員として裁判官の報酬を見た場合には決して劣ってはいない。むしろ相当優遇されているというふうに言わざるを

合には、もつともっと多額の収入を得ておられる方があるということをございまして、その辺のところもなかなか実現がむずかしい。これを飛躍的に、現在の裁判官の報酬を仮に二倍とか二倍半とかということにしたらどうかというような御意見でございましたら、これはそこまではとてもいかない。やはりいまの報酬の体系をできるだけ努力して上げていただくように私どもは努力するというのが限度だらうと思います。

なお、具体的に官舎の問題あるいは役所における執務環境の問題等もございますが、これはあくまでも関係当局とともに十分手当てをいたしていきつもりでござりますけれども、急に在野及び学者の方から裁判官におなりいただきたいのをなかなかできがたい状況にあることをひとつ御理解いただきたいと思います。

○日野委員 いま給与の問題なんかも出ましたけれども、これは外国の裁判官の例を見ますと、日本の裁判官のように細分化をしないで、そして非常に高い給料を出す。そのかわり、余り昇給はさせないというシステムをとっておられるところもあるよう私聞いています。これはもう根本的に行政官なんかとは考え方を変えて、裁判官というのは完全に別なのだというふうに取り扱って、かなり給料を高くしていくということを考えてもいいんではないかと思うのですが、いかがでしょ。

○勝見最高裁判所長官代理者 外国の裁判官との比較の問題でございますが、ただいま御指摘の非常に多額であるという国は、恐らく法曹一元を完全にとておる英米法系の国の問題であろうと思います。それから大陸法系のたとえば西ドイツの例をとてみますと、裁判官の報酬は戦前の日本の裁判官のように行政官とほぼ同列であるというふうに私どもは認識しております次第でございます。

わが国の司法制度を、特に裁判官の任用という面からどういうふうに位置づけるかという問題になりますが、この点につきましては、御承知の臨

時司法制度調査会におきまして、法曹一元をどうやって実現するのか、しないのか、実現の方法について具体的にどうするかという問題を討議していただきまして、御承知のような結論が出ていているわけでございまして、その中に給与の改善につきましても御指摘があつたわけでございます。現実の問題として、これも日野委員十分御承知のように、在野からの登用あるいは任官希望者も少ないという現状は、どうしても事實上はもうキャリアシステムでいかざるを得ないというのが正直なところでございます。キャリアシステムに乗って裁判官を任用していくといたしますと、その報酬についても、やはりそう飛躍的な増額が望めないというのが現状であるかと思います。

しかし、現状とも、先ほど申し上げましたように、一般の行政官と、具体的に任官年次、それから経験年数等を比べていただきますと、決して劣るということではなくて、むしろ相当大幅な比率で多額な報酬ということになつております。現在のところ、この報酬体系を根本的に変えるということを検討しなければいけない問題でござりますけれども、具体案として、私どもとしてこうあるべきだというようなことを用意しているような現状にないことを見、また正直なところ申し上げておきたいと存じます。

○日野委員 キャリアシステムでこれからもいかなければならぬだらうということはよくわかるわけですが、そうしますと、キャリアシステムの一一番根本といいますか、始まりのところですね、補給源ということになると、どうしてもこれは司法修習生の段階から考えていかなければならぬ。そうすると、司法試験の採用人数をもつと大幅にふやしてもいいのではなかろうかといふことが考えられるわけであります。この点について、司法試験の合格者をもつとふやすといふ考え方を具体的に持つておられないか。これは法務省の方にならうかと思いますが、お尋ねいたします。

は、先ほど御発言のありました横山委員も、司法試験は厳しい試験であるという言葉を出されまして、たれども確かにいまの司法試験は、たとえば昨年度を例にとりますと合格率一・六%，これは六十人に一人という数字になりますけれども、そういう難関中の難関になつております。そのためどういう現象が起こつておるかといいますと、大学卒業後も受験勉強を続けた人有利でありますて、在学生には不利になつてゐる。そのため、相当優秀な学生でもそういうむずかしい試験は敬遠する、そして一流企業等への就職の道を選ぶといふことが最近しばしば指摘されてゐるところでございます。そこで、合格者をふやし合格率を高くし司法試験を相対的にやさしくせよ、そうすれば若くて優秀な人の司法試験離れという現象も解消し、司法修習生の絶対数も増加いたしまして、その結果裁判官になる分母——分母といいますのは司法修習生から裁判官になるわけでござりますから、その分母の数も大きくなり、ひいては裁判官の志願者も増大し、裁判官不足も解消するのではないかということになりまして、日野委員の御指摘は長期的展望に立ったまことにごもっともな御指摘のように思われます。

ただ、ここでぜひとも御理解いただきたい点は、司法試験というのは、重要な職責と高い社会的地位を与えられる法曹となる人を選ぶのでございまますから、その合格者の決定に当たりましては質の低下を絶対に来てはいけない、これが至上命令といいますか、そのように十分な配慮がされなければならないということとも申すまでもございません。最近の合格者が、受験者の数が年々増加しておりますにもかかわりませず大体五百人前後といふところに落ちついているのは、やはり一定水準以ければならないということとも申しますがございません。私どもは、法曹たるにふさわしい一定水準をどうしても維持しなければならない、このように考えております。若くて素質のある優秀な人を引き入れるために合格者の数をふやしてはどうかという声が一方にありますか、他方、合

格者の質の低下を絶対に来さない、一定水準だけは維持せよ、という相矛盾するような要求を前にいたしまして、昨年度は短答式試験の合格者をかなりの数ふやしました。そしてでござる限り多くの方に論文式試験を受けてもらうようになります。その結果は、初年度でありますにいたしました。そこで、関係各方面から意見を聴取するなど真剣に調査研究及び検討に取り組んでおりました。が、このような方策も含めまして、司法試験制度の適切、妥当な改善方法を見出すために、私どもも随時適切な御意見を寄せていただければ幸いであると考ふいたします。司法院理解のある日野先生からも随時御意見を寄せていただけれど幸いであると考ふております。

○上村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
質疑を続行いたします。日野市朗君。
○日野委員 定員法の一部改正の法律案の資料によりますと、第一点としまして裁判官の員数の増加、そしてその員数の増加の理由として、「特殊損害賠償事件、会社更生事件及び差止訴訟事件の適正迅速な処理を図る」、このように一応記載してあるところでございますが、私は、これら的事情の処理というのも大変なことだし、非常に多くの労力がかかる。これも大変大事であるということとも非常によくわかっているのであります。が、それにもましていわゆる(イ)号事件と言われる中で、余り報告事件にもならないようなごく普通の通常事件でござりますね。これの処理というのが、これらの特殊損害賠償事件や会社更生事件のように世間の注目を集めめるような事件とは違つて、非常に平凡な事件、これの処理がうまくいくかいかないかというようなことが、裁判所に対する国民の信頼という関係からは非常に大事なことであろうと思うのでございますが、いかがでございましょう。
○矢口最高裁判所長官代理者 御指摘のとおりだと思います。
○日野委員 そこでお伺いいたしますが、これらの特殊事件以外の通常の事件、これについては従来から国会でも何度か問題になつております。それで、いつも大体裁判官一人当たりの適正事件数というものが問題になつております。これで、ずっと速記録なんかをながめてみますと、これについての質疑が毎年定員法の関係で行われているというのが常のようでございます。ここでいは昭和四十九年三月二十六日の参議院法務委員会で佐々木鶴子参議院議員が質問して、最高裁の田宮総務局長がお答えになっておられます。が、ここにこのようなことを言っておられる。「裁判官の適正負担件数がどの程度が適当か」ということは、結局は審理期間をどの程度にセパトするの

が理想的かという問題ともからむのではないだらうかと、いうふうにも考えられるわけでございます。」「民事では理想的な審理期間はどのくらいであるか、刑事ではどのくらいであるかといふことから逆算すると申しますか、そういうふうな形で一人当たりの負担件数という、あるべき負担件数というものは考え方られないかといふことについて目下いろいろな角度から検討」いたしております。このようないろいろな記録がござります。

そこで、大体民事事件というのはどの程度の審理期間にセットするかといふことは、これはもう各事件によって多様でござりますけれども、おおむねどの程度で処理をしたいのだというような一応のめどをお持ちかどうか、お聞きします。このようにいふと、民事、刑事それぞれどのくらいの負担件数が適当と考えておられるか、一応検討した結果からお答えいただきたいと思います。

○矢口最高裁判所長官代理者 当時お尋ねがございました際にも、前総務局長がいろいろの角度からお答えを申し上げておるのでございますが、実は私どももとの程度のものを持って理想とすべきかということについては、いろいろな角度から検討すればするほどの確かな答えが得がたいという状況でございます。一般的に見てみますと、戦後時代は、どちらかといいますと事件が多いために心ならずおくれたというような状況があったようですが、大体世間の事件が落ちついてまいりまして、コンスタントな状況になってしまふと、それと並行いたしまして個々の事件がむずかしくなってきたということがござります。ただ、いま御指摘の(4)号事件というのは、これは裁判所関係者から見ますと一番平均をあらわしておる事件になりますので、やはり一件の質が非常にむずかしくなっておるというようなことも考慮に入れまして、現状を見てみますと、大体民事事件の一審事件では十五、六ヶ月と

いうところで片づいておるということでござります。

す。ただ、この平均審理期間と申しますのはあくまで平均でございますので、御承知のように欠席判決も含まれております。欠席類似の一、二回であるから逆算すると申しますか、そういうふうな形で一人当たりの負担件数という、あるべき負担件数といふものは考え方られないかといふことについて目下いろいろな角度から検討」いたしてあります。このようないろいろな記録がござります。

そこで、大体民事事件というのはどの程度の審理期間にセットするかといふことは、これ

はもう少し延びておるのではないかと思ひます。このようにいふことになりますと、この審理期間といふものはもう少し延びておるのではないかと思ひます。

私はいま直ちに幾らくらいが理想であるかといふことはどうてい申し上げるだけの結論を得ておりませんが、この平均審理期間が真に平均審理期間であるということが一つの目標ではないだ

うかというふうに思います。ということは、争いのない事件あるいはそれに準ずるような事件は除きますとして、なお大体一年半前後で終結するとい

うようなところが一つの目標ではないかと現在考

えておりますが、なかなかこれはむずかしい問題でございます。民事事件は、やはり主張、立証を

尽くすということとも必要でござりますし、場合によつてはある程度の時間をかけるということに

よつて妥当な解決というものが出てくる場合も御承知のようにござりますので、なかなかむずかしく

い問題ではないだろうかといふふうに考えており

ます。

○矢口最高裁判所長官代理者 事件の適正な処理

ということと関連いたしまして、やはり迅速な処理というものが必要であろうと私ども考えており

ます。迅速ということを申しますと、何か早ければ早いほどいいんだ、しりをひっぱたいてできるだけ早く判決をするようにすればいいんだと考

えておるので、決してそういうふうに考えておるわけではありません。別の言葉で申しますと、迅速と

適正を組み合わせた答えとしましては、急速べき

ものは急速、それからゆっくりやるべきものはむ

ろうということですが、現在各地の裁判所で、実際一年半くらいで終わっている事件が大体平均的

だというふうにはわれわれは考えられない。確かにその中には欠席判決といふようなもの、即日で

終わるというようなものもありますから、そういうものを平均値で入れれば大体そんなふうになる

ことがありますと、それと並行いたしまして個々の事件が

むずかしくなってきたということがござります。

ただ、いま御指摘の(4)号事件というのは、これは

裁判所関係者から見ますと一番平均をあらわしておる事件になりますので、やはり一件

の質が非常にむずかしくなっておるというよう

なことも考慮に入れまして、現状を見てみます

と、大体民事事件の一審事件では十五、六ヶ月と

いうところで片づいておるということでござります。

また、御承知のように、損害賠償については示談

つきの保険というようなものが売り出されて、裁

定委員会のようなものができたり、また場合に

いうふうに根本的には考えております。ただ、具

体的な問題になりますと、裁判官の転勤が多過ぎ

る、あるいは部の構成の変更が多過ぎる、いろいろな問題があるうかと思います。そういった点に

よつては建設省の紛争処理の調停機関を利用した

りというような形で、だんだん裁判離れをしてい

るわけでございます。そういう事態は、裁判所が

国家機関として果たすべき役割りということを考え

ますと、決して好ましいものではないというふ

うに私は考へざるを得ないのでござります。こう

いう点につきまして、裁判所側はそういうった現象

についてどのように考へておられるか、その根本

的な考え方についてちょっとお聞きしたいと思ひ

ます。

○日野委員 大体一年半ぐらいが一つの目途であ

るうということですが、現在各地の裁判所で、実

際一年半くらいで終わっている事件が大体平均的

だというふうにはわれわれは考えられない。確かに

その中には欠席判決といふようなもの、即日で

終わるというようなものもありますから、そういう

ものを平均値で入れれば大体そんなふうになる

ことがありますと、それと並行いたしまして個々の事件が

むずかしくなってきたということがござります。

ただ、いま御指摘の(4)号事件というのは、これは

裁判所関係者から見ますと一番平均をあらわしておる事件になりますので、やはり一件

の質が非常にむずかしくなっておるというよう

なことも考慮に入れまして、現状を見てみます

と、大体民事事件の一審事件では十五、六ヶ月と

いうところで片づいておるということでござります。

また、御承知のように、損害賠償については示談

この両輪の上に乗っかって初めて成り立つのだと

いうふうに根本的には考へております。ただ、具

体的な問題になりますと、裁判官の転勤が多過ぎ

る、あるいは部の構成の変更が多過ぎる、いろいろな問題があるうかと思います。そういった点に

よつては今後できるだけ事件第一主義を中心と

いたしまして施策を行っていきたいと考えております。

○矢口最高裁判所長官代理者 いろいろの把握の仕方ということもあるうかと思われますが、現

在、民事で申しますと年間大体百七十件前後とい

うものを負担しておるということになろうかと思われます。裁判も大体同じくらいでござりますが、ただ刑事の方は比較的短期間に処理ができる

ようでござりますので、問題はやはり民事事件で

あります。

それから、私ども、大都会の現代の裁判官——のようないいふうに考えておるわけのものでもないことは、先ほど来のお答えでおわかりいただいておるんじゃないかと思います。ただ、実際問題といたしまして、現在相当へんびなところにも裁判所がございまして、そこに行つていただくということは、これは裁判官に行つていただく側としてはまことに忍びない点もあるわけでございます。弁護士さんでござりますと、事件のときそこへおいでになつて、後は都会にお住みになつておってそれで済むわけでございますが、裁判官は、そこに行つて、子供の教育もしなければいけないというようなことがございまして、そういう面から、事件が年間に数件しかないようなところにも必ず置かなければいけないということではどうもいろいろお願ひいたしかねる面もござります。もちろん数の足りないという面も、そういう意味ではございます。

○矢口最高裁判所長官代理人 裁判官の増員といふことに関連いたしまして、いまお尋ねのような問題は一切ございません。むしろ私どもは、私が必要とする裁判官の数というものは、お願ひを多くお願いするということをしない。そういう意味で本当に一〇〇%の責任を持って毎年の増員要求というものをさせていただきておるという状況でございます。ごらんいただけばおわかりいただけるかと思いますが、判事補の数にいたしましても六百何名というのが定員でございます。で、十年間でございますから、七十人採りまして七百名の定員が要るわけでございます。七十五人採りましても、まあこれは途中減耗がございますから七百五十ということにはなりませんけれども、それに近い数が要るわけでございます。毎年復活折衝のときには大体その年の裁判官希望者といつたような数も把握できますので、できるだけ多くの優秀な方に来ていただきたいということを前提にいたしまして、判事補なら判事補の定員のあるべきところまで、可能なところまでこれを徐々に上げていきたいということは考えております。決して政府あるいはその他のところに遠慮をして少ない数でお願いしておるという筋合のものではない、これだけは御了解をいただきたいと思います。

○日野委員 裁判官の問題から、今度は書記官、調査官、速記官について若干伺いたいと思います。

今度は書記官五名という枠でございましたね。私はこれなんか見ても非常に少ないなと思いますし、今まで裁判官について伺ったところはほぼ妥当するであろうかと思いますから、今度は速記官の問題について伺っておきたいのですが、速記官の試験での倍率はどの程度になつております。

○日野委員 現在、速記官の定員から不足しているのはどの程度になつておりますか。

○勝見最高裁判所長官代理人 二百余名でござります。

○日野委員 速記官というのは、記録の正確性、そういうことから言うと、かなり重大な役割りを果たしておられる方々であろうと思うのです。それでそれだけの不足が出てるということはかなりゆゆしい問題だというふうに思うのですが、どういうところにふやせない原因があつてそれだけの欠員が生じているとお考へになつておられますか。

○勝見最高裁判所長官代理人 すでに御承知かと存じますが、速記官は相当高度な技術を要します。かつ一通りの法律知識も必要でござります。その養成につきましては、御承知のとおり、書記官研修所に速記の養成部がございまして、そこに入所させまして相当なトレーニングをやって初めて一人前の速記官に仕上げるわけでございますが、書記官研修所に入所いたしましても、中途において、適格性がないというようなこともあります。して、脱落者といいますか、そういう人も相当出でまいりまして、一人の速記官を養成するには相当ないわば素質と時間を要するわけでございます。端的に申し上げますと、なかなか速記官が養成できないというのが現状でございます。

これも御承知かと存じますが、従前はいわゆる内部採用でやってまいりましたけれども、内部採用だけではとても充足できないということで外部採用に踏み切りまして、現在採用試験を行つて養成をやつております。それにつきましても、やはり客観的な数字といいますか、制約がございまして、餘々ではございませんけれどもこの欠員が減少しつつあるというのが現状でございます。

○日野委員 広聞するところによりますと、最近、速記官の方々からの勤労条件に対する不平、不満が非常に強まっているように伺っております。

す。つまり、給与なんかも四段階に抑えられて、余り出世といいますか昇進していく夢がなくなっているとか、速記官制度が発足した当時はかなり優遇されるというような一応夢があつた。それが最近の現状ではそういう夢もなくなつたということが言われているわけがありますが、そういう点について裁判所の方では掌握しておられるでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 まず、速記官の待遇の問題でございますが、御指摘のとおり速記官補は七等級でございまして、それ以上、六、五、四というふうに昇格をいたすわけでございます。一方、速記官の待遇に関しましてはほかの職種に比べまして相当優遇しておりますので、その結果、他の職種と比べますと、比較的若い年齢層で四等級になりますと、しかも四等級の期間が相当長くなっている者が出てまいっております。そのようなことから、いわば上の等級を設けなければならないという必要性が生じまして、昭和四十九年度以降、三等級獲得に努力してまいっております。四十九年度以降、三等級の暫定定数がある程度認めてもらいまして、五十二年度におきましては、そのうち一部本定数を認めてもらうことになっております。

先ほども申し上げましたような情勢でございまので、今後とも三等級以上の等級獲得に努力いたすつもりでございますが、一方、等級が高くなります場合に、単に経験年数が長くなれば当然以上の等級にすることにもならないわけでございまので、これをどういうふうに処遇していくかということでお検討しておるような状態でございまっておりましょ

す。

○日野委員 速記官というのは非常に神経を使う仕事であろうかと思います。法律的な知識がある程度持ちながら、証人等の発言を漏れなく速記する、そしてそれを反訳するということで、非常に神経を使つ仕事のようでございますが、特に妊娠中の女子速記官なんかに対する配慮は、特別の配慮をしておいでになりましょ

○勝見最高裁判所長官代理者 女性の産前産後のことに関しましては、裁判所職員についても人事院規則が準用されておりまして、産前六週間、産後六週間のいわば特別休暇が認められております。

○日野委員 速記官というのは養成に非常に時間がかかる、つまり養成に非常に金のかかる職種だと思うのです。それだけに既成の速記官というの大事にしなければならないというふうに私は考えているわけなんですが、私の手元にある資料によりますと、妊娠期間中にも立ち会い時間が軽減されなかつたという例が、これはアンケートの結果ですが八〇・七%に上っているとか、妊娠中で産休に入る直前まで立ち会いが停止してもらえたかったとか、また妊娠中に証人尋問の出張をさせられたというようなかなりのケースの報告が私のところにあるわけなんでございます。こういう例を見ますと、もっと速記官に対する思いやりがなければならぬのではないかというふうに思ひますが、いかがでございましょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 ただいまお示しのデータはどういうことのデータか、必ずしもつまびらかにいたしておりませんけれども、各府にございまして、各速記官の具体的な事情に応じて、それなりの手当てはしておりますが、少なくとも最小限度、先ほど申し上げました法律で定められた就業制限期間といいますか禁止期間といいますか、その点については十分遵守しているはずでございます。

○日野委員 これは裁判所が意識的に、妊娠中の速記官に仕事を強いたり、それから産休中にも呼び出されて反証をさせられたという例の報告もございのであるのですが、そういうことをやるにやることはあるとは思わないのです。お互い速記官同士で、忙しくしてしまったがいい、妊娠中で悪いけれども何とかこれだけの仕事を手伝ってもらえないかと、決して悪意をもつてやっているというように私考えているわけではないのですが、やはり手不足という点からそういう事態がやむを得ない

じてゐるのではなかろうかなというふうにも、私もずっと速記官の方とのつき合いを通じてそんな感じがするわけですが、そちらも厳重に、これはやはり産休に入ったら仕事はさせない、それからせんでもできるだけ妊娠中の方なんかをかばってやつたらいいのではないか、こういうような指導はしておいでになるわけでしょうか。

○勝見最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のような事実があるとすれば、大変遺憾なことでござりますので、十分指導したいと思います。ただ、産前のいわば就業制限期間につきましては、御承知のとおり、予定日よりも早く出産するといふことがありますので、いわば逆算いたしまして、結局出産以前六週間以内に仕事をしてしまつて、というような結果に相なつてゐるようなケースもあるいはその中にあるのではないかと思ひます。しかし、ただいま御指摘のようなことにつきましては、十分配慮いたしたいというふうに存じければならないのではないかというふうに思ひます。

○日野委員 大体私の質問するところはその程度で終わるといつて思ひます。ただ、私がこうやって見ておりまして、裁判所に対する国家予算の割合というのは非常に少ないと思ひます。外国の例等とそう簡単に比べられないのですね、組織も制度も違いますので、そう簡単には比べられないのですが、裁判所はもっと大胆に予算を請求されたいいのではなくかろうか。もっと大胆に裁判官も書記官もふやす。それから設備をもつとりっぱなに数多くふやしていくといふふうなことを大胆にやられてもよろしいのではなかろうかというふうに私は考えます。そして、そのような裁判所の司法体制の強化のためにこれ

からお進みになるのであれば、これにも協力する次に、「新しい刑法典の実現に努力いたしたい」と考えております」ということなんですが、現在の刑法は新しい憲法に従つてできておるというふうに解釈するわけですから、これがさらに新しい刑法典の実現に努力するということになりますと、どのような理念がその根本になつていくのかということが考えられるわけですねども、そういうものはどういうものが当たるわけでしょうか、その点をお聞きしたいわけです。

○上村委員長 次に、沖本泰幸君。

○沖本委員 本日、法務大臣から所信表明がございましたので、最高裁判所に裁判所職員定員法に関する御質問の前に、まず、福田法務大臣の所信表明に従つた御質問をとりあえずしておきたいと思います。今後一年間にわたる大臣の法務行政に関するお考えをお述べになつたわけでございまして、一つの問題題点につきましては、今後同僚議員からいろいろ細かく御質問することになるとは思いますが、「目下、事務当局において政府案作成作業を進めているところであります。刑法は最も重要な基本法の一つでありますから、広く国民各階層の意見を考慮しながら、眞に時代の要請に適応した新しい刑法典の実現に努力いたしたいと考えております」こうお述べになつておるわけでござります。

刑法の全面改正問題については、それぞれのところでいろいろお考えも述べられており、いろいろな議論が出ておるわけであります。この問題についてはまた深い議論もあるわけですが、お述べになつた中に、「広く国民各階層の意見を考慮しながら」とあるわけでございますが、これはいま作業中ということでござりますから、国民各階層、どういうふうな階層の方、どういうふうな方法で意見をお求めになつて、それはどういうふうな形で作業の中で考慮に組み入れられていくおるか、この点について先にお伺いしたいと思いま

す。

○安原政府委員 御指摘のとおり、大臣から所信表明として、各界各層の意見を聞くことは、刑法という国民の日常生活の基本のルールを決める法律としては当然のこととございまして、そういう意味におきまして、昨年の五月に法務省としての一応の中間発表ということで、それまでにもいろいろ新聞、雑誌あるいは公に意見を聞く会等で寄

せられました各界各層の御意見を聞きながら、一

応法務省として聞くべき、こういうふうに修正してもよいのではないかということを考えた数点を含めまして、一応法務省事務当局としての中間発表をしたわけあります。さらに念には怠を入れるという意味におきまして、この中間発表をしたわけあります。そこで、この中間発表をいたしまして、この法律の適用に直接当たる法律界あるいは警察あるいは裁判所というようなわゆる専門家の方々から意見を聞きますとともに、新聞、雑誌等に寄せられております一般の国民の方々の意見等をも含めまして、それこそ文字どおり各界各層の意見を聞いて最終案をまとめたいというふうに考えておりまして、さしあたり、専門家の意見を聞くということで、今月ごろから高等検察庁所在地の大都市、仙台、広島、大阪等におきまして、直接法の運用に当たられる専門家の意見を聞く会を催したいというふうに考えております。

○沖本委員 これは教育刑になるのか、刑罰が重くなるのか、重罰刑が重なつてくるのか、いろいろな議論が沸騰しているわけですから、いま私たちがいわゆる一般的の刊行物なり何なりといふところに触れるような内容のものが刑法全面改正の中に十分反映していくという形で取り入れられていき、国民全般が憲法に従つて十分補えるだけのものになつてほしいことをできれば期待はするわけなんですが、その点は後からどうこう言つことのないような御配慮が十分あつてかかるべきではないかと考へるわけでござります。

次に、「新しい刑法典の実現に努力いたしたい」と考えております」ということなんですが、現在の刑法は新しい憲法に従つてできておるというふうに解釈するわけですから、これがさらに新しい刑法典の実現に努力するということになりますと、どのような理念がその根本になつていくのかということが考えられるわけですねども、そういうものはどういうものが当たるわけでしょうか、その点をお聞きしたいわけです。

○安原政府委員 結局、新しい刑法典と申しますが、刑法はそれぞれの時代の要請に応じまして、現在の刑法におきましても緊急を要するものについては逐次改正を重ねてきたわけでございますが、しかし、何と申しましても、七十年の昔につけられたものが基本でございまして、まず表現形式から言いましても文語体を口語体にしてわかりやすくするというようなこと、あるいは新憲法の理念でございます個人の尊重というようなから、暴力的な犯罪については厳しくというようない点で個人の尊重ということを考えていくというようなところ、それから時代とともに刑罰思潮といふものは変化がございますのでそれを取り入れていく、また新憲法の基本であります罪刑法定主義という意味において、何が罪になりどういう刑が科せられるか、罪刑法定主義ということつまりわかりやすい刑法をつくっていくというようなことにも新しい配慮が加えられつつあるというようなことでございます。

○沖本委員 少年法の改正について「できる限り

速やかに改正の実現を期する所存であります」こ

うあるわけでございますが、これに対しても各種

団体から反対の意見もありますし、いろんな運動

もあるわけですから、そういうものがあり、

また日弁連の委員の方もやめていくというよ

う事態もあったわけで、そういう中に、これから見

る、速やかに改正の実現を期する」とあります

ので、いつごろこれが出てくるのか、その辺をお教えいただきたいと思います。

○安原政府委員 これまで非行を犯した少年の取

り扱いに関するきわめて重要な法律でございます

から、いろんな御意見を十分に参考しながら、

その意見にこたえ得るような案をつくらなければ

ならぬというふうに肝に銘じておるわけでござい

ます。法制審議会の総会におきまして、ことしの

二月ですに二回審議が続けられておりますが、

私どもいつその御答申がいただけるかもわかりま

せんので、もしもその御答申がいただけますなら

ば、その答申を尊重した線に沿って法案をつくる

ことは申し上げかねます。

○沖本委員 それから、少年法にも関係するわけですが、されど、「犯罪者及び非行少年に対する矯正及び更生保護行政の充実について」という点で、「犯罪者及び非行少年の改善更生につきましては、社会における社会内処遇と実社会における社会内処遇を充実強化するとともに、これら相互間の連携を一層緊密にし、その効果を高めてまいる所存であります。そのためには、まず施設内処遇につきまして、創意と工夫を加えながら、被収容者の個々の特性に応じた分類処遇を推進し、さらに、被収容者の生活環境の改善を図るとともに、社会復帰に役立つ職業訓練、教科活動等の充実を期したいと存します」こう述べられておって、施設の内容なり取り扱いがいろいろと改善されていくというふうに理解できるわけです。よく聞くわけですから、ここから出された人がちっともよくならない。また戻っていく。

戻っていく理由には、社会的に一般社会がいま冷たいという問題もあり、さらにやっぱり施設内の手なり何なりというようなものが十分でないたために、そこからいろいろなギャップが生じていくというようなものもあるわけですねけれども、ここから出された人がちっともよくならない。また戻っていく。そこで改善されていくというふうに理解できるわけです。よく聞くわけですから、ここから出された人がちっともよくならない。また戻っていく。

○沖本委員 少年法の改正について「できる限り

速やかに改正の実現を期する所存であります」こ

うあるわけでございますが、これに対する各種

団体から反対の意見もありますし、いろんな運動

もあるわけですから、そういうものがあり、

また日弁連の委員の方もやめていくというよ

う事態もあったわけで、そういう中に、これから見

る、速やかに改正の実現を期する」とあります

ので、いつごろこれが出てくるのか、その辺をお教えいただきたいと思います。

○石原(一)政府委員 現在、少年院におきまして運

営の基本方針は、少年の健全育成を図るために矯

正教育を徹底するということであります。そのた

めには、まず私ども考えておりますのは、社会内

処遇との連携ということであります。刑務所の場

合も同じでございますが、少年院におきまして

も、少年院における教育で完結するものではな

い、できるだけ早く社会復帰をさせるために、社

会内処遇、特に保護観察との連携を高めるという

ことが必要であるということで、現在観察その方

面の施策を推進しているところであります。

ところで、中に入った者がよくならないではないかというお話をございますが、私どもは必ずしもそう思っていないのであります。ただ、はつきりした数字を申し上げることができます。

○沖本委員 それから、少年法にも関係するわけですが、されど、「犯罪者及び非行少年に対する矯正及び更生保護行政の充実について」という点で、「犯罪者及び非行少年の改善更生につきましては、社会における社会内処遇と実社会における社会内処遇を充実強化するとともに、これら相互間の連携を一層緊密にし、その効果を高めてまいる所存であります。そのためには、まず施設内処遇につきまして、創意と工夫を加えながら、被収容者の個々の特性に応じた分類処遇を推進し、さらに、被収容者の生活環境の改善を図るとともに、社会復帰に役立つ職業訓練、教科活動等の充実を期したいと存します」こう述べられておって、施設の内容なり取り扱いがいろいろと改善されていくというふうに理解できるわけです。よく聞くわけですから、ここから出された人がちっともよくならない。また戻っていく。

○沖本委員 少年法の改正について「できる限り

速やかに改正の実現を期する所存であります」こ

うあるわけでございますが、これに対する各種

団体から反対の意見もありますし、いろんな運動

もあるわけですから、そういうものがあり、

また日弁連の委員の方もやめていくというよ

う事態もあったわけで、そういう中に、これから見

る、速やかに改正の実現を期する」とあります

ので、いつごろこれが出てくるのか、その辺をお教えいただきたいと思います。

○石原(一)政府委員 現在、少年院におきまして運

営の基本方針は、少年の健全育成を図るために矯

正教育を徹底するということであります。そのた

めには、まず私ども考えておりますのは、社会内

処遇との連携ということであります。刑務所の場

合も同じでございますが、少年院におきまして

も、少年院における教育で完結するものではな

い、できるだけ早く社会復帰をさせるために、社

会内処遇、特に保護観察との連携を高めるという

ことが必要であるということで、現在観察その方

面の施策を推進しているところであります。

ところで、中に入った者がよくならないではないかというお話をございますが、私どもは必ずしもそう思っていないのであります。ただ、はつきりした数字を申し上げることができます。

○沖本委員 こういう問題だけで取り上げてみても、一日がかりでいろいろ議論しても問題もあれば、具体的にそういうところを見せていただけて、私たちも力を合わせてこういう問題の解決に当たっていかなければならないと考えますし、やはりこういう人たちが少なくなることが日本の社会をよくしていく一番大きな根本原因になつては、刑務所、少年院等における施設内処遇と実社会における社会内処遇を充実強化するとともに、これら相互間の連携を一層緊密にし、その効果を高めてまいります。そのためには、まず施設内処遇につきまして、創意と工夫を加えながら、被収容者の個々の特性に応じた分類処遇を推進し、さらに、被収容者の生活環境の改善を図るとともに、社会復帰に役立つ職業訓練、教科活動等の充実を期したいと存します」こう述べられておって、施設の内容なり取り扱いがいろいろと改善されていくというふうに理解できるわけです。よく聞くわけですから、ここから出された人がちっともよくならない。また戻っていく。

○沖本委員 少年法の改正について「できる限り

速やかに改正の実現を期する所存であります」こ

うあるわけでございますが、これに対する各種

団体から反対の意見もありますし、いろんな運動

もあるわけですから、そういうものがあり、

また日弁連の委員の方もやめていくというよ

う事態もあったわけで、そういう中に、これから見

る、速やかに改正の実現を期する」とあります

ので、いつごろこれが出てくるのか、その辺をお教えいただきたいと思います。

○石原(一)政府委員 現在、少年院におきまして運

営の基本方針は、少年の健全育成を図るために矯

正教育を徹底するということであります。そのた

めには、まず私ども考えておりますのは、社会内

処遇との連携ということであります。刑務所の場

合も同じでございますが、少年院におきまして

も、少年院における教育で完結するものではな

い、できるだけ早く社会復帰をさせるために、社

会内処遇、特に保護観察との連携を高めるという

ことが必要であるということで、現在観察その方

面の施策を推進しているところであります。

とがうたわれているわけですけれども、保護司あるいはこういう仕事に携わっていた方たちはほとんど御年配なんです。いろいろ犯罪を犯した人とか見てもらわなければならぬ人たちの現在の社会の中における一般の状態を考える目というものが相当古いということになると、罪を犯してこれから更生していく人たちと、物の考え方、觀察の仕方に大きなギャップが出てくることは事実なんですね。そういう点を考えていきますと、ちゃんととした連動がないわけです。そういうことのためには、単に形の上だけこういう人々がおっても、実際にでその効果を上げるということは少ないと考えるわけです。たとえて言えば、大臣がお触りになつた他人を頼みないような社会風潮なり、文化とか音楽とかいろいろな社会現象に対する考え方等に対してもういうお考えを御当人がお持ちになつて社会を見ていらっしゃるか、そういう人たちを觀察なさつていられるか、こういう点について、十分な検討なり、教育なり、PRなり、あるいはお考えが違つていてる場合は、いまはこういう時代なんです、全般的にこういうものでありますから、その点現状としてどうなものになつてきますから、その点現状としてどうなんでしょうね。

青少年なり社会人の傾向なりを十分分析して、それに対応したものができるでないと、ただ部分的に問題点を考え、年間を通じて活字になる内容のものを出していけるにすぎないということに終わってしまう傾向があると思うのです。ですから、法務省の中でそういうものを十分分析していくか、各方面に反映していくようなものにしていかないと、法務省内に閉じこもつて一つのパートンのものが打ち出されていくという傾向が出てきたのでは、完全な法務行政が実行されるとは言えないということになるわけですから、その辺は、やはり社会に通じたものを御検討いただい、て、対応できるだけの予算なり人員なりというものを十分確保していただく。それから保護司なら保護司についても、年齢層が高まっているということ自体は、やはり同じところにとどまっているということなんですね。同じような人が推薦されながら同じ傾向で物が考えられて、いってはいるということになるのですから、その点はお考えになつていただきたいと思います。これは所信表明だけについて申し上げているわけですから、この程度にとどめておきます。

次に、出入国管理令についてですけれども、大臣のお述べになつたお言葉の中に「従来の縦縛を勘案しつつ、根本的かつ総合的な再検討を進めてまいりたいと存しております。」ということが載つているわけですけれども、この「根本的かつ総合的な再検討」とは何を指すのでしょうか。

○吉田(長)政府委員 たとえば出入国手続の簡素化という点で申しますと、現行の出入国管理令のもとにおいては、査証の必要がなく一時的に上陸できる場合は船舶に限っているわけでございます。これは船を中心の時代にできた法律でござります。その後飛行機が発達いたしましたので、飛行機に乗ってきた人も今まで船に乗ってきた人に對して扱つていたと同様な便宜を与えるようになります。そういう便利に、簡素化を図つていくと、いうことを考えております。それから、たとえば短期滞在者が多いのでございますけれども、九十

○沖本委員 いまおしゃったようなことは、從来この管理法を出すということことで、いや出させない、出すという議論がここで主に行われて、そういう行程の中いろいろ議論されたところなんですがれども、私たちは、先進国扱いを受けるわが国が、昔のアメリカの移民法に従つた管理令であるということは好ましくない、ちゃんとした法律があるべきであるということなんで、結局はその内容ということになってしまいますから、そこでいろんな注文がついて、法務大臣が管理法をお出しになつても、いつも反対運動が起つてつぶされてしまうということのないような内容のものをつくっていただきたい。それをつくるためには、やはりここで述べられている「根本的かつ総合的な再検討」というのが、どういう内容の再検討か、総合的なものが織り込まれるのかということが私たちの関心事なんですね。ですから、朝鮮民主主義人民共和国に籍を置く方々なり、韓国籍の方々、あるいはそのほかの諸外国の方々の諸権利が、いまおっしゃつたとおりできるだけ擁護されていくような内容であり、あるいは時折、ある部門では非常に緩やかなんですけれども、ある個所だけが急に厳しくなっている内容があつたり、そういうものをもつと検討していただきたいということになりますので、いま作業中で今度法律が出るのか出ないのか検討を尽くしたい、こういうふうになっていますから、そのうちに出てくるのだと思うけれども、やはり私たちは、反対の方に回らないで全会一致で賛成できるような出入国管理法が出ることを望んでいるわけですから、そういう方向で御検討いただきたいと思いま

十一

最後なんですけれども、五十二年度を初年度とする五ヵ年計画で、法務省内の全官庁庁舎の約三分の一を占めておるような老朽、狭隘、あるいは

度から第一歩が踏み出せるような予算措置がただいまの政府原案の中では組まれておるわけでござります。

ところが、御指摘のように、劣悪な環境のままでもだしづらくなは過ぎざなければならぬといふ

がいろいろと検討されるとのこととでなしに、やはり十分御調査をいただいて、そういう点ができただけ少なくなつていくようにお計らいいただきたいと思います。
それでは法務省の方は結構でございますから、裁判所の方へ移させていただきます。

ふうに考えておる次第でございます。
○沖本委員 三権分立の中の司法権でございます。
から、独立して十分その城を守つていただき、公
平な迅速な裁判をしていただきなければならぬ
わけですから、そういう点はもう十分お持ちに
なつていただきながら、なおかつ裁判所たりとい
えども国民のための裁判所であるという点もやは
りお考えになつていただいて、国民が疑問を持つ

たり、国民が納得できないというような点は、國民を十分理解をさせる点に立つとか、あるいは國民の考へてゐるところをやはり十分検討して、な

るほどとお考えになれば、やはりそれに感じたよ

うな内容のものを御採用いただくという点はやぶさかでない、こういふことも十分ごしんしゃく、

ただきたいと考えるのですね。そういう点から

も、これは一般紙が社説で取り上げているわけで
すから、社説と云うのは一つの国民の考え方を代

表して言つてゐるということになります。また、

私たちがここで述べることも、国民が疑問に思うことを、いろいろ立場からお同いしてみると

いうことになり、そういう問題について国民が最

高裁と接触できるのは当委員会が唯一の場所である」という点もお考えを、^{いたずらに}お聞きたいと、うぶうござる。

私たち考えるわけですから、裁判官会議で十分検

討するということでござりますから、それもひとつお考へいたさきた、わけです。まあ皮肉つた言

い方になるわけですけれども、ちょうど鬼頭問題

が起きましたから、その前の流れは司法の独立とう問題で天「人事局長時代すつたもんだここ二で

議論やつたわけですし、それが済んで静かになつて

たようなところにばつと大きな問題があり、何を考へるこしても、いま憲効裁判所で鬼頭問題が

かかつておるというような世の中の状況の中から

物を考えますと、何でもかんでも疑問に思つて国民の目がそう、うところこ進んでいく、こう、う

ことにもなるわけですし、そういうことを基本に

して、またそういうところをチャンスにして、裁判の中を國民にあら程度つかうせてあげる、理

解させるというふうな場所にもひとつお考えいた

ところが、御指摘のように、劣悪な環境のままでまたしばらくなつては困ります。職員もござりますので、備品の整備をするとか、あるいはここに法務局の出張所の一人庁などでは、職員も一人しかおらない、ということから、奥さんが実際にいろんなことをしていただくというふうなこともありますので、いわゆる奥さん手当と呼んでおりますが、一人庁事務補助経費といふのも明年度は従来の二倍半の予算が予定されるわけでございます。

それから小さな点でございますと、日ごろの執務環境が悪い上に宿日直勤務の回転も早いというような負担も加わりますので、そういうものも機械警備に切りかえて宿日直勤務から解放するというふうな措置も明年度大幅に取り上げるという予定にいたしております。そのほか、先ほど申し上げましたけれども、能率備品であるとか、あるいは職員のための備品であるとかいうものも大幅に整備をして、できるだけ職員が快適な状況で執務ができるようになりますと同時に、また申請人の方々にも御不便をかけないような庁内の整備を図つていくつもりでございます。

○沖本委員　今まで述べましたことは、ただ大臣の所信表明をお伺いして疑問に思う個所をちょっとと触れてみただけということになりますから、詳細な点につきましては同僚議員が後ほど、ただく時間を使つて詳細に御質問したいと思うわけですがれども、そういう点についてひとつ、たとえば施設の点は、いま申し述べたようなところで案外法務省が一番人権を無視していることが多いわけですから検討していただき、ただ単に一年に一回私たちが委員長のお供をして視察申しつけてきて、ここはああだこうだと御指摘申し上げるところだけが改善される、あるいはその辺度から第一歩が踏み出せるような予算措置がたまにまでの政府原案の中では組まれておるわけでござります。

がいろいろと検討されるということでなしに、やはり十分御調査をいただいて、そういう点ができるだけ少なくなつていくようにお計らいいただきたいと思います。

それでは法務省の方は結構でございますから、裁判所の方へ移らせていただきます。

午前中に横山先生から御質問があつたのです。が、私たちも廻間に思ひますので、最初に、司法修習生の国籍の制限ということをございます。けさほど横山先生のお話であらかじた近くされたおるわけですけれども、最高裁は、修習制度は法律人を国費で養成している、修習生は兼職禁止、秘密を守る義務、公務員に準じた給与支給など、実質的には公務員と変わらないような点を、日本の国籍を有しない者は削除するという点の理由として挙げられているということになるわけですけれども、諸外国ではこういう例がないという点は新聞も指摘しているのですね。そういう点もあるわけですから、少なくとも在野の法曹資格を外国籍の人々に開放するというのは、やはり国際社会の一員としての立場で考えなければならない問題だと考えるわけですが、この点についていかがですか。

○沖本委員 三権分立の中の司法権でございますから、独立して十分その城を守っていただき、公平な迅速な裁判をしていただきたい。國民が疑問を持ったときに、國民が納得できないというような点は、國民を十分理解をさせる点に立つとか、あるいは國民の考へているところをやはり十分検討して、なるほどとお考へになれば、やはりそれに応じたような内容のものを御採用いただくという点はやぶさかでない、こういうことも十分ごしんしゃくいただきたいと考へるのですね。そういう点からも、これは一般紙が社説で取り上げているわけですから、社説というのは一つの國民の考へ方を代表して言つてはいるということになります。また、私たちがここで述べることも、國民が疑問に思ふことをいろいろ國民の立場からお伺いしていくということになり、そういう問題について國民が最高裁と接触できるのは当委員会が唯一の場所であるという点もお考へをいただきたいというふうに私たち考へるわけですから、裁判官会議で十分検討するということです。まあ皮肉つた言つお考へいただきたいわけです。まあ皮肉つた言つお考へいただきたいわけです。まあ皮肉つた言つお考へいただきたいわけです。まあ皮肉つた言つお考へいただきたいわけです。

だきたいわけですね。ですから、司法修習生といふことになると、何だ、鬼頭さんみたいのができるのかなと、こう一発で考えると、いうふうなことになりますから、そうではないんだ、公平にその制度が生かされており、裁判所の方としても公正にこういう問題を扱つておるというふうなところに立った物の行き方でお願いしたいわけです。これは司法修習生といふことを思つては困ります。

る。」—— そういう点がここに述べられているわけです。ね。一方的な問題だけ私は申し上げるわけじゃ
ないのですけれども、一つの不満あるいは問題点として指摘してきているということになり、ひっ
かけるといえば、こういうことがあるから変な人
が出てくるのと違うかというところに議論を引っ
張っていきたくなるようなことにもなるわけです。

していただきたいというふうに考えております。次に、司法修習生に対するいわば逆肩たたきといいますか、という問題についてでございますが、一般論として申し上げますれば、どこの社でも同じであろうかと存じますけれども、すぐた後輩をたくさん欲しいということは、私どもう申し上げるまでもないわけでござります。方、教官は、自分のクラスを持って修習生の指導

然にこうわいてくる疑問についてお聞きするわけ
で、裁判官が優秀な後輩を持ちたい、それは当然
だと思いますけれども、同じように国民の立場から
考えますと、優秀であるかわりに偏向的な人が
できてもらっては困る。きわめて柔軟な考え方を
持つて公平に物を見ていたとき、公平に内容を開
いていただいて、公正な裁定を下していただく方
が必要だ。こういうことになれば、やはりいろん
な上書き者に直面し、会員に直面するような状況にな
る

のですけれども、去年もこの点が問題になつて、いろいろと話題になつたわけですけれども、これは去年のお答えで済んでいたのかどうなのかといふことになるわけですけれども、これは二十八期任官拒否に反対する会の告発という形でここに出ているわけで、これは去年当委員会でいろいろ議論が出たところです。そこで、その中に「強引な事前の任官辞退勧誘」という題で、「現在の裁判所では相当強い訴訟指揮が要求されるが、君に向いていないのではないか。」またある教官は、「女性は結婚・出産などのため任地その他で困ることが多い。裁判官になるのはどうかな。」またC教官は、「君は成績が悪い。今から任官をやめたらどうだ。」あるいはD教官は、「私達がこうやって事前に意見を言うから、今まで任官拒否が多い。裁判官になるのはどうかな。」またC教官は、「君は成績が悪い。今から任官をやめたらどうだ。」あるいはD教官は、「私達がこうやったかったのだよ。」と暗に辭退を強要。」ということであ、「数多くの任官希望者が悩み抜いた末、次々と任官を断念せざるを得なくなり、修習生の間で重大な問題となつた。」また、「裁判官は優秀でなければならない」「可・不可といった成績が少しでも、」あつたら裁判官希望者が悩み抜いた末、次々と「成績」を強調する。優秀な裁判官は誰しもが望むことであろう。しかし最高裁・研修所当局の「成績」とは、即日起案に象徴される「迅速な事務処理能力と判例・判決の形式に關する知識」であり、それ自体専ら官僚的「質」を意味しているのである。「また、成績を強調することにより任官希望者が起案、二回試験の準備に埋没せざるを得ない状況を最高裁は作りあげている。その結果、任官希望者が、修習生間の自由な交流や研究会活動に参加することが極めて困難になつてい

ういう点もあるわけですから、人事の問題は、この前矢口さんは、いや、このことはもう絶対にみんなに心配させたり疑問を持たずようなどはない。公正にちゃんとやっているから仕上げ、最高裁を信じてくれ、こういうことのやりとりだったわけです。そういうことになるわけですから、やはりある程度国民の中にわかるようないいものか私わかりませんが、再任なりあるいは新任をする場合の資質の内容が、ある程度国民が公平だな、こう理解ができるような内容のものが公にされるとか、こういう場所であります。それで、この御発表があつていいのじゃないかというふうにも考えますし、後から御質問しますけれども、そういうものが裁判官の配置の問題とか、定員の関係だとかということに皆いくのではないかと思いますし、後から御質問しますけれども、お城の中に閉じこもってしまって、そこだけがちっとなつてしまつていて、われわれがさわったことがあります。そこで、どんなに疑問を持つてもそれは疑問なりで突っぱねられてしまうのではないかという危惧があるわけですね。そういう点についていかがですか。

○鷹見最高裁判所長官代理者 大変御質問がいろいろございましたので、もし私答えを落としまして、たなれば御指摘いただきたいと存しますが、まず、金敬得氏の問題でございますが、ただいま御指摘がありましたが、各新聞の社説それから当委員会における御議論、御意見等につきましても、裁判官会議に御報告申し上げまして慎重に検討さ

な社会事情に追し、全般に通じるよな事態をなす。考え方をお持ちの裁判官の誕生を望むということになると、なんじやないか、そういうふうに思うわけです。ですから、勝見人事局長を前に置いて言うのは非常に悪いのですけれども、国民的にじつと考へてみて、鬼頭判事補に判決をもらつた人はいまごろどう考へてゐるだらうなというものが出てくつくるわけですね。みんな方は特殊な方であつてめつたにおるわけではないけども、現実にああいう方が誕生していることは事實であつたということにもなり、あの人を動かした背景的な方もいたとうにいろんな記事の中からうかがえる点も、事実か事實でないかはそれは別にいたしましても、あるということになると、やはり十分な身分の保障が与えられるかわりに、柔軟な公平な考え方を持つ裁判官の誕生をより多く求めるのが国民の立場であるということになりますから、いまここに出て来るようなものを私たちには活字で触れますと、そういう話を聞くと、ぎょっとなつて聞くよなことになるわけです。去年も問題になりましたけれども、お酒の席上で教官がいろいろ女性におつしゃつたということもあるわけで、矢口総務局長のお口にかかると、皆その方が本当だなどいう辺を国民の前にある程度わかりやすいよな最高裁というものをこういうよな場所でおつしゃつていただいて、わかるようにしていただいたら国民としては非常にありがたいことだ、こういうふうに考へるわけでございます。それは私の意見でござります。

回ぐら、いづつ裁判官の任地がかかるるといふことがあつて、いわばいろいろな事件を担当して、ちょうどその任地で脂が乗つて、さあこれから手がけようというときにぱつとかわるということで、結局その都度、そのしわ寄せが国民党に來ているのじゃなかつて、裏面が一つ。

もう一つは、法務省も同じことを——法務大臣がおるとき言つたらよかつたのですけれども、前の法務大臣がここにいらっしゃるからいいわけなんですが、検事さんにして、裁判官にしても、優秀な方が最高裁とか法務省の本省に割かれるわけですね。その方は実際に第一線には当たっていらっしゃらないということになると、それじゃ第一線で担当していらっしゃる方は優秀でないのだろうかということになるわけです。最高裁の方で、矢口総務局長の頭の中でくるくるっと人員の配置が終わる、そういうことがあるのと違うのうか。これは素朴な考え方なのですが、そういう点についてはいかがですか。

の問題でございますけれども、御承知のとおり、裁判所の場合は僻地にまで裁判所がございまして、しかも事の性質上等質の裁判官が配置されることが要請されているわけでございます。もちろん忙しい大きな裁判所あるいは比較的暇な裁判所の差はありますけれども、裁判官としては等質な者がいなければならぬということが要請されるわけでございます。その意味で、勤務条件、勤務地におけるいろいろな生活環境等の問題もありますして、ある一定のところに長く置くこと自体のメリット、デメリットの問題がやはりうらはらの問題にならうかと存します。私どものいまの任用形態、また現実の裁判所の状態から言いますと、どうしても異動を行わざるを得ない。それが三年が適当かどうかはあるいは御批判のあるところだと思いますし、現に転任の際に事件の関係である程度の停滞を来すことも否定し切れない面がございます。先ほど申し上げましたように、反面、それをいつまでも長く一定の個所に置くとのデメ

リットもござりますので、そこのところを勘案しながらやつてゐるつもりでございますが、将来とも判事補、特に十年の間の三ヵ所の異動につきましては、いまのような形でやらしていただきたいと考えておりますし、やるつもりでおります。

次に、法務省なり事務総局との問題でございまが、これも毎度御指摘をいただく点でございますけれども、特に優秀であるから法務省あるいは事務総局ということではございませんで、事務総局なり法務省なりで裁判官としての経験を積んでいなければならぬということを要請されるボストが相当数ござりますので、そちらの方に割愛しているという事情にあるわけでございます。しかし、事務総局のすべてのポストを裁判官のいわば有資格者で占める必要はないわけでございまして、そういう資格、素質を必要としないポストにつきましては一般職の職員を充ててていることはもうすでに御承知のとおりであろうかと存じますし、何も事務総局にいわゆる有資格の人をたくさん抱え込んで、そのために一般の裁判事務が停滞になるようなことをしようと思つてゐるわけでもございませんし、今後もいたすつものはございませんが、やはり最小限度の者は、私ども充て判と称しておりますけれども、どうしても必要であらうと考へておる次第でござります。

○矢口最高裁判所長官代理者 司法行政の事務と申しますのは、これは改めて沖本委員に御説明申し上げるまでもないわけでござりますが、やはり裁判というものがわかつてないとそのおぜん立てができないという面がござります。そういう面で、第一線の業務に十分習熟しておる方の中から必要な人員を割いて、裁判官も司法行政に使つておりますし、また書記官の方々も事務局の方に向かっておる、こういうふうでございます。実際のところ、一般職で申しますと、書記官の資格を持つておられるような方が相当数事務局におりますが、こういう方々も決して事務局に行きつきり使つておる、こういうふうでございます。実際のところ、一般職で申しますと、書記官の資格を持つておられるような方が相当数事務局におりますが、こういう方々も決して事務局に行きつきり使つておる、こういうふうでございます。実際のところ、一般職で申しますと、書記官の資格を持つておられるような方が相当数事務局にあります。それで批判があろうかと思いますが、現在ジグザグの任用コースと申しますか、そういう方向をとつておるわけでございます。

この資料の中の十九ページでございますが、現在員と欠員の状況がござります。それをごらんいただきますと、書記官のところに百人ほどの欠員がござります。一方、事務官のところに、三角で書いてございますが、三百人ほどの過員があると、いう状況でございます。トータルいたしまして百三十名の欠員と相なっております。これは午前中の当委員会で人事局長が御説明したところでございますが、書記官研修所に入つておるような人たちが三百人近くおるということで、この事務官の過員が出てきておるわけでございます。一たん書記官研修所に入りますと、その人はいわゆる事務局の仕事はもうしないわけでございまして、そこを卒業いたしますと書記官の方に転用されていく。ただ問題は、一度書記官になりまして、またある時期には事務局の方の仕事に戻つてくるということともございます。そういう複雑な経路をたどっております。現在のところ書記官の欠員百十人ぐらいということは、決して書記官の充足を怠つておるというわけでもございませんし、また裁判所職員の全体の問題として見た場合にも、數年前には全体の欠員が三百名近くございました

が、現在その半分以下の百三十名ということになつてまいっております。この点は今後も鋭意充員に努めまして、名実ともに職員の充足をいたしていきたい、現在のところはそういうふうに考えておるわけでござります。

○沖本委員 昨年も私、簡裁の中のことについて、大阪の弁護士会がシンボジウムでやつて調べたものの内容からいろいろ引いて御質問したわけです。この中でも、結局、簡裁のことを述べられているわけですけれども、簡裁一つ挙げて地裁に当てはめていけばある程度の想像はついていくことがあります。それとは別に、なかなか明かしていただけない、そうでございますが、去年もこれはお伺いしたかとも思うのですが、東京の簡裁の裁判官数が十名で、民事訴訟一年間の処理件数五十年度で一人当たり五百八十二件、民事訴訟事件の現在の手持ち件数一人当たり百四十二条、刑事訴訟事件一年間の処理件数一人当たり二百九十三件、同じ手持ち件数が百十三件、こういうふうなメモをいただいたわけですねけれども、同じように、こういう点から見ると、一人当たりの処理件数の内容が非常に多いということになりますが、一番多い東京とか大阪の地裁の一例をお引きになつていただいて結構でございますけれども、年間の裁判官数と一人当たりの処理件数をお教えいただきたらと思ひます。

○矢口最高裁判所長官代理者 東京の例で申し上げてみますと、東京地裁の本庁でございますが、特例以上の裁判官、すなわち一人前に裁判ができます方々の年間の受ける件数、それは当然処理件数に当たるわけでございますが、それから大体手持ちにどれくらい常時持つておるかという件数を申し上げてみますと、大体年間平均の処理件数といふのは百六十件前後でございます。また手持ちいざります。また刑事の事件は、年間大体百五十五件を処理いたします。また平均手持ち件数は七十件ほど、こういう状況になつております。

○沖本委員 それで、いま御発表のこういう処理件数で、一人の裁判官に対する負担というものは、御経験なりあるいは最高裁の一審御担当の立場として、これで十分なのか、負担が重過ぎるの

かという点はいかがなんですか。
○矢口最高裁判所長官代理者 その点の御質問に
お答えを申し上げるのは実は非常にむずかしいわ
けでございまして、やはりある程度の個人差もござ
りますし、また同じ人間でも、率直に申し上げ
て年齢による差というものもできてまいるわけで
ございます。一概にこれくらいかいといふこと
は申し上げかねるわけでござりますけれども、私
自身の乏しい経験から申しましても、民事事件で
ございますと、二百件から二百五十件の負担件数
というものは、ある意味では、処理の能率という
点だけから見ますと大体妥当なところではない
か、むしろ手持ち件数がそれより下がりますと、
なかなか効率の能率が上がらなくなるということ
がござります。しかし、手持ち事件が少なければ
この点も一概には何とも申し上げかねる。ただ
さつと見まして、二百件前後の手持ちであるなら
ば、前よりも、むしろ二百件を少しオーバーした
ぐらいの手持ちであるならば、大体いいところで
はないかと、うふうに思います。また、処理件数
も百七、八十件というものは決してそう大変な件
数ではないと考えます。

○沖本委員 いわゆる公正、迅速な裁判を国民党は求めるわけですからとも、そういう立場からまして、国民の要求に十分こたえられる裁判所の現在の必要な人員、そういうものはどれくらい必要なのか。それに対していまはどれくらい――予算の関係もあるでしようし、裁判所の機構なり、いろいろ御都合はあると思います。それよりも大事なことは、国民の求めるものに対してもたえず得る配備、人員ということになりますし、またそれがだけの方なり、不足しているならいる状態で、その方々が十分に休養がとれるような状態で裁判を扱っていらっしゃるのかどうか、その点をお伺いしたいのです。

○矢口最高裁判所長官代理者 あるべき裁判官の数というものを、抽象的に、その時を離れまして設定するということは、これもまた非常にむずかしい問題のように存します。

ただ、終戦後新しい裁判所が発足してまいりましたが、一応出でまいりました数字としては、そう無理のない数字ではなかろうかというふうに現在思っております。

して三十年を経過したわけでございますが、そういった時の流れから見てまいりますと、私どもは、これまでの歴史は日々生起してくる事件というものを一生懸命処理した三十年であったということふうに申し上げて差し支えないのではないかと、思っております。しかし、どんなにできる人でも、三十年、十年一日のごとく事件処理に朝から晩まで取り組むということになりますれば、そこには一定の休養というものを必要とする、元気回復のため新しい転換というものを必要とすることは当然考えられるところでございまして、ようやく修習生の中からの裁判官の希望者の数も、徐々にではございますがふえてきております。そういった判事補の充員そしてそれは来るべき裁判官の充足にもつながってくるわけでございますので、今後はそういう点も加味いたしました、長続きのする、しかも日々新たな態度でもって執務に取り組めるというような方向での体制の強化と

、うまい驚きで、一歩一歩、と思っております。

きますと、五十一年十一月十一日現在で、昭和三十二年からの公務災害補償審査請求事件の調査表というもののから拾っていきますと、四十四年からずっと頸肩腕障害が出てきているわけです。そして四十八年には、速記官で東京地裁では十四名、事務官で一名、これは審理中ということになつているのですけれども、判定からいくと公務上と認定されていない。ほとんど公務外になつてしまつてあるということで、伺つてみると、三十二年に平塚の簡裁廷吏一名が脳溢血で公務上と認定された。これは宿直中宿直を抜けて出でていって脳溢血にかかったので、その抜けた理由は裁判官の方の月給を届ける途中だったということで公務にしていただいた。そのほかは公務の認定がないということなんですね。ほかの公務員の方は人事院の方へいろいろ審査を請求するけれども、裁判所の場合は最高裁ですべて賄つていらっしゃるということになるわけなんで、一般社会でも非常に多い社会的にものこの病気が非常に重視され、考えられていきつつあるわけです。特に速記とかタイピストとかいうふうな人たちはかかりやすい。また社会的にものこの病気が非常に重視されている。それは医者の診断なり何なり諸条件がついてはっきり本人が公務中であるという断定ができないといふようないろいろな条件もあると思います。けれども、これはどこかで腕詰めたとか、用事で公務を行つてゐる間に車と衝突してというようなのはつきり見えるものではありませんから、そういうところで病気になれば、それだけほかの人がその仕事を受け持たなければならぬという事が起つてくるわけです。こういう面が十分しんしゃくされないとやはり問題になつてくるということになりますが、この点いかがですか。

が、不十分な点がありましたらなお一層推進いた
したいと存します

現身に公務外公務外の認定の数字を差し
れたわけでござりますが、特に裁判所職員の場合
でござりますので、書類、それから腱鞘炎、頸肩
腕症候群、この三つの点だけについて申し上げま
すと、昭和四十年以前から五十一年までの数字では
ございますが、認定件数が合わせまして七十二件
のうち、公務上と認定した者が三十三、公務外と認定した者に
ついてのいわば不服審査の結果のことであろうか
と存します。これは先ほどの書類等の病気だけで
なくて、一般的の傷病も含めてでございますが、そ
の件数だけで言いますと、判決結果といたしまして
は、三十二年から四十六年までの件数で、十四
名不服審査申し立てに關する判定結果が出ておりま
すが、そのうち公務上と認定された者が二名、
外と認定された者が十二名でございます。恐らく御指摘の数字は、いわば災害補償審査委員会の判
定結果についてであるかと存しますが、その前
の認定につきましてはそのような数字の対比にな
なっておりませんので、この際申し上げさせてい
ただきたいと存じます。

で出ているわけです。そういうこともいろいろあるわけですから、お考へがあるのじゃないか。あるいは最高裁で、はそうではないけれども、そのほかの地裁なり何なりといふところになると、所長の権限で、皆お詫びになりますから、そうすると、やはり所長のお考へなり何なりといふものがそういうものを許されないと、行政なり何なりという仕事方が一面あるのだということよりも、やはり所長さんの感情上の問題でこういうものが許されないと、いうことが起こっているのじゃないかということを考えられるのですけれども、そういう実例を述べてきておられるわけですが、こういう点についていかがですか。

し、月合をいかない利用をやむを得ざるとして、どの程度の利用が許されるかという問題につきましては、いわば庁舎というものはあくまでも役所の公務のための施設でござりますので、組合に対する便宜供与に当たるわけであります。便宜供与が高じますと、いわゆる不当労働行為としていわば禁ぜられておることでござりますけれども、その点が具体的なケースとしてなかなかどこまでが便宜供与なのかという問題が出てこようかと思ひます。裁判所におきましては、御指摘の婦人部あるいは青年部に対しましては従来庁舎の利用を許さなかつたところもあつたわけでございますが、昨年の六月、前人事局長と組合との交渉において、青年部、婦人部に対しては貸すことになりました。しかしその利用目的はあくまでも組合の目的の範囲内であるということ、かつその婦人部青年部が組織内のはつきりした組織であるということを前提として貸すという方針を打ち出されまして、全国にその指示をしておるわけでございまして、昨年の六月以降はその種のことは消滅しているというふうに私どもは考えております。

○沖本委員 私の乏しい経験なんですけれども、いろいろ地裁の方を勉強に回らしていただくと、しばしばそういう話題が出てくるのですね。まあ

真偽のほどはわかりませんけれども、いろいろじっと聞いてみると、先ほども申し上げたように、裁判所というのは神聖優さざるところであって、そういう者が集まつたりいろいろやつたりするはおかしいんだというふうな、所長さんはそういう感情をお持ちではないかということから、やつてはいけないということになるんじゃないのかとうふうに考えられるのですけれども、やはり基本的な労働権、基本的な人権というものは認められているわけですから、そういうふうなことになつてくると、神聖な裁判所であるというところを離れて、勤務時間外にはいろいろなことが労働者は職場においてできるんだというふうなことをもう一度見直していただいて、その点働いている人が納得できるような対応の仕方をしていただくことができるように考えられます。

時間がたちましたので、きょうはこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○上村委員長 次回は、来る十五日午前十時理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
裁判所職員定員法の一部を改正する法律
号)の一部を次のように改正する。
第一条の表中「五八〇人」を「五九五人」に改める。

第二条中「二万一千二百八十九人」を「二万一千二百九十四人」に改める。

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行す
附 則

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

理由
下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律
証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「なおつた」を「治つた」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 傷病給付（被害者が負傷し又は疾病にかかり治つていられない場合において存する廃疾に対する給付）

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則

警察官の職務に協力援助した者について傷病給付が設けられることにかんがみ、証人等の被害についての給付制度に傷病給付を創設すること等により、被害者に対する給付の充実を図る必要がある。「これが、この法律案を提出する理由である。

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行す
附 則

理由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、判事補及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律案

証人等の被害についての給付に関する法律の一部を改正する法律

証人等の被害についての給付に関する法律（昭和三十三年法律第二百九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第五号を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同項第二号中「なおつた」を「治つた」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 傷病給付（被害者が負傷し又は疾病にかかり治つていられない場合において存する廃疾に対する給付）

この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。

附則

警察官の職務に協力援助した者について傷病給付が設けられることにかんがみ、証人等の被害についての給付制度に傷病給付を創設すること等により、被害者に対する給付の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。